

「新宿区障害者計画(令和6年度～令和9年度)、第3期新宿区障害児福祉計画・第7期新宿区障害福祉計画(令和6年度～令和8年度)」(素案)パブリック・コメント等実施結果(概要)

1 パブリック・コメント

(1) 実施期間

令和5年10月25日(水)から令和5年11月27日(月)まで

(2) 意見提出者および提出方法

意見提出者	16名・団体
ホームページ	3名・団体
持参	2名・団体
ファックス	8名・団体
郵送	0名・団体
その他	3名・団体
合計	16名・団体

(3) 意見数および意見の計画への反映等

意見数 150件

意見項目の内訳		件数	該当No.
1	計画全般に関する意見	0件	-
2	第1部 総論	3件	1～3
3	第2部 障害者計画	119件	4～122
4	第3部 障害児福祉計画・障害福祉計画	23件	123～145
5	その他・個別の要望	5件	146～150
合計		150件	

意見の計画への反映等

A	意見の趣旨を計画に反映する	1件
B	意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	11件
C	意見の趣旨に沿って計画を推進する	16件
D	今後の取組の参考とする	44件
E	意見として伺う	70件
F	質問に回答する	8件
G	その他	0件
合計		150件

2 障害者団体等への説明会

(1) 開催日及び会場

月 日	時間	会 場
11月6日(月)	13:30～15:00	302会議室
11月7日(火)	10:00～11:30	302会議室
11月7日(火)	14:00～15:30	302会議室
11月9日(木)	10:00～11:30	第二分庁舎分館会議室
11月9日(木)	18:30～20:00	第二分庁舎分館会議室
11月10日(金)	10:00～11:30	第二分庁舎分館会議室
11月16日(木)	10:00～11:30	302会議室

(2) 参加者数

参加者数 46名

(3) 意見数および意見の計画への反映等

意見数 91件

意見項目の内訳		件数	該当No.
1	計画全般に関する意見	4件	1～4
2	第1部 総論	0件	-
3	第2部 障害者計画	67件	5～71
4	第3部 障害児福祉計画・障害福祉計画	19件	72～90
5	その他・個別の要望	1件	91
合計		91件	

意見の計画への反映等

A 意見の趣旨を計画に反映する	1件
B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	3件
C 意見の趣旨に沿って計画を推進する	9件
D 今後の取組の参考とする	17件
E 意見として伺う	11件
F 質問に回答する	50件
G その他	0件
合計	91件

■パブリック・コメントでの意見要旨と区の考え方一覧

【対応】 A 意見の趣旨を計画に反映する / B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ / C 意見の趣旨に沿って計画を推進する /
D 今後の取組の参考とする / E 意見として伺う / F 質問に回答する / G その他

意見番号	頁	施策別番号	意見要旨	対応	区の考え方
1	25	障害者生活実態調査の結果概要	コロナ禍の影響について、障害者生活実態調査の結果を計画に記載してはどうか。	E	ご意見として伺います。 「障害者生活実態調査の結果概要」には計画上関係する障害者生活実態調査の結果を優先度を考慮し、掲載しています。
2	45	基本理念	「バリアフリー社会の実現」の冒頭、「ノーマライゼーションの理念」を「ノーマライゼーションやインクルージョンの理念」と変更してほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 新宿区障害者計画の基本理念の文言等については、新宿区障害者施策推進協議会で協議を重ね策定しています。今回のご意見はパブリック・コメントでの意見として、今後の参考とさせていただきます。
3	47	基本目標Ⅲ	「地域共生社会におけるバリアフリーの促進」の文章について、物理的なバリアフリーには、情報アクセシビリティの視点を追記が必要である。東京2025デフリンピックの開催に向けて、情報バリアフリーやコミュニケーションバリアフリーを促進することを追記することが必要である。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 新宿区障害者計画基本目標Ⅲ「地域共生社会におけるバリアフリーの促進」では個別目標⑦「こころのバリアフリーの促進」及び個別目標⑧「福祉のまちづくりの促進」を説明するものとしてことと、物理的バリアフリーについて記載しています。 情報アクセシビリティの視点については個別施策⑦「コミュニケーション支援・移動支援の充実」や個別施策⑧「多様な手法による情報提供の充実」の中で具体的な施策を載せています。
4	56	個別施策① 相談支援の充実	障害児のサービス等利用計画の作成を推進してほしい。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 相談支援事業所の開設に当たっては、障害児相談支援を実施するよう働きかけを行ってまいります。
5	56	個別施策① 相談支援の充実	障害種別や児童福祉・高齢者福祉の垣根を超えて連携し、ワンストップで相談できる「どんな相談にも対応できる相談窓口」が必要と感じる。	E	ご意見として伺います。 区では、基幹相談支援センター(障害者福祉課内)を中心に、ライフステージや障害種別によって異なるニーズに沿った総合的な相談に対応しています。一方で、専門性の高い相談については、相談支援拠点事業所(区立障害者福祉センター・区立障害者生活支援センター・シャロームみなみ風)、保健センター及び子ども総合センター等で対応しています。総合的な相談及び専門的な相談のどちらも相談支援の充実を図っていきます。
6	56	個別施策① 相談支援の充実	当事者(ピアサポート)の人材育成は対象を知的障害者や精神障害者にも広げ、区内の様々な会議体にも当事者として参加できる仕組み作りが必要である。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 障害当事者については、必要に応じて障害者施策推進協議会、障害者自立支援協議会等において新宿区障害者団体連絡協議会から推薦された委員を構成員としています。
7	56	個別施策① 相談支援の充実	家族等の介護者が本人を介護できなくなった場合に備えてクライシスプランの作成と緊急時のニーズ把握、支援のネットワークづくりが必要。クライシスプランは民間の指定特定相談支援事業所でも作成に取り組んでもらえるよう、作成料を支払うことが必要である。	E	ご意見として伺います。 クライシスプランに関しては、参考様式を公開しておりますので、ご利用の相談支援事業所に作成相談をお願いします。現在のところ作成を委託化することは検討しておりません。
8	57	個別施策① 相談支援の充実	計画相談事業者のクライシスプラン作成を促せるインセンティブ(特に金銭的な)を創出してください。	E	ご意見として伺います。 計画相談支援給付費については、国の定めた基準に基づき加算も含め支給しています。
9	59	個別施策② 日常生活を支える支援の充実	心身障害者巡回入浴サービスの利用回数の拡大をお願いしたい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 現在のところ、利用回数の拡大は考えていませんが、利用者の意見・要望や他自治体の状況などを踏まえ、今後も、適正な利用回数についての調査・研究を継続していきます。

意見番号	頁	施策別番号	意見要旨	対応	区の考え方
10	59	個別施策② 日常生活を支える支援の充実	区立あゆみの家で行われている入浴サービスの利用回数の拡大をお願いしたい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 今後も生活介護事業として入浴サービスを行ってまいります、利用者の動向を踏まえ、適切に対応してまいります。
11	59	個別施策② 日常生活を支える支援の充実	65歳以上の障害福祉サービスについては、一律に介護保険を優先するのではなく、本人の利用意向を尊重し利用できるようにしてほしい。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 必要なサービスを適正に支給決定するよう今後とも取り組んでまいります。
12	59	個別施策② 日常生活を支える支援の充実	精神障害者に対して、身体・知的障害者と同様に、福祉タクシー・自立生活ホーム助成制度等の障害者福祉制度を都に求めるとともに、区独自にも推進してほしい。	E	ご意見として伺います。 タクシー利用券の給付については移動に困難を生じている方を対象にしているため、精神障害者は対象としていません。 精神障害者を対象としたグループホームに対しては家賃助成等を実施しています。
13	59	個別施策② 日常生活を支える支援の充実	「心身障害者福祉タクシー利用券」の利便性を高めてほしい。	E	ご意見として伺います。 令和4年11月にタクシー運賃が改定され初乗り運賃が500円になったことに伴い、300円券を500円券に変更し、利便性を高めています。
14	59	個別施策② 日常生活を支える支援の充実	リフト付きタクシーの委託台数を増やし、緊急時も利用できるようにしてほしい。重量のある車椅子も利用可能なタクシー台数を増やすよう業者を財政的に支援してほしい。	E	ご意見として伺います。 区のリフト付きタクシー運行委託事業では、重量のある電動車いすも利用可能な委託車両台数を2台確保し、利用日当日の18時30分までに連絡があれば夜間の利用も可能としています。また、リフトタクシーを保有する民間の事業者約100社と協定を結び、運賃、予約料、迎車料、及びストレッチャー利用料を補助するタクシー券等を交付しており、緊急の利用にも対応できる体制を整えています。
15	59	個別施策② 日常生活を支える支援の充実	障害者の自家用車燃料費の助成額を引き上げ、対象枠の拡大を図ってほしい。	E	ご意見として伺います。 原油価格及び物価高騰による負担を軽減するため、令和4年10月から助成限度額を月額3,150円から3,510円に引き上げています。
16	59	個別施策② 日常生活を支える支援の充実	障害者とその家族に対して民間の駐車場の確保を支援し、駐車場料金の助成制度を設けてほしい。	E	ご意見として伺います。 自家用車移動手段としている障害者とその家族への支援は、自家用車の燃料費助成を行っており、駐車場料金の助成は考えていません。
17	60	個別施策③ 保健医療サービスの充実	福祉ホームや在宅で療養している医療的ケアが必要な重度重複障害者に対する24時間対応の訪問看護体制を確立してほしい。	E	ご意見として伺います。 区では、在宅生活を送っている医療的ケアを必要とする重症心身障害児等に対し、訪問看護師が自宅に向かい、一定時間、家族による医療的ケア等を代替し、当該家族の休養を図る重症心身障害児等在宅レスパイトサービスを実施しています。令和4年度より月の上限回数をなくし、年間上限96時間とし、令和5年度よりさらに年間上限144時間として柔軟に対応しています。 今後も引き続き、医療的ケアを必要とする重度の心身障害者が、安心して地域で生活を継続できるよう努めていきます。 また、福祉ホーム等に対して病院と訪問看護ステーションによる共同事業体が行う介護者の指導を行うとともに、24時間電話相談を行う体制を確保しています。
18	60	個別施策③ 保健医療サービスの充実	保健センターで行う精神障害者向けのデイケアを削減しないでほしい。	E	ご意見として伺います。 落合地区では、精神障害者を対象とした障害福祉サービス事業所などの社会資源が充実してきたため、平成26年度に落合保健センターでのデイケアを廃止しました。落合地区にお住まいの方においても不安なくスムーズにデイケアをご利用いただけるよう、各保健センターがセンター間や地域の関係機関との連携を密にして支援しています。 今後も区内4か所の保健センターの保健師がご本人やご家族の身近な相談窓口となり、様々な社会資源と連携を図りながら、精神障害者の生活支援を行ってまいります。

意見番号	頁	施策別番号	意見要旨	対応	区の考え方
19	60	個別施策③ 保健医療サービスの充実	小中学校の早い段階で精神保健教育を行ってほしい。	E	ご意見として伺います。 精神保健に関する教育は、「成長に伴う心の変化」や「心の健康」に関する学習を小学校の中学年と高学年の保健の学習で学んでいます。 今後も、学習指導要領に基づき、発達の段階に応じた精神保健教育を適切に実施していきます。
20	61	個別施策③ 保健医療サービスの充実	心の病の早期発見と早期治療につなげるために、小学校高学年からの教育が必要である。小学校や中学校での教育に障害当事者や支援者が関わると良い。	E	ご意見として伺います。 こころの不調の早期発見・早期治療のため、区ではライフステージに応じた普及啓発を充実させています。若年層に対しては、区内の中学1年生を対象に、精神疾患の正しい知識や相談方法について啓発するパンフレットの作成及び配布を行っています。 今後も引き続き、教育委員会と連携しながら、普及啓発に取り組んでいきます。
21	61	個別施策③ 保健医療サービスの充実	小中学校における「心の健康」の指導では、精神障害に対する正しい知識の普及啓発が図れるように精神保健教育を行ってほしい。保護者への啓発を行ってほしい。	E	ご意見として伺います。 区では平成25年度より、区内の中学1年生を対象に、精神疾患の正しい知識や相談方法について啓発するパンフレットの作成及び配布を行っています。配布にあたっては、併せて保護者向け・教員向けリーフレットも作成し、家庭や学校でより効果的に当パンフレットを活用できるよう工夫しています。 今後も引き続き、教育委員会と連携しながら、普及啓発に取り組んでいきます。
22	65	個別施策④ 家族への支援	学校卒業後、放課後等デイサービスを利用できなくなり、就労継続が困難になる家族が増えている。家族の高齢化や障害当事者の障害の重度化によって地域生活の継続が困難になっている家庭もあるため、日中活動後や休日の支援が必要である。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 日中活動後や休日の居場所として、また余暇活動の場としてのトワイライトケアや休日の支援の需要は認識しております。今後も引き続き、障害者福祉事業所開設の相談が区に寄せられた際には、日中活動後や休日に支援を行う事業所の開設が望まれていることを伝え実施を促す一方、事業実施を行う事業者に対しては、日中一時支援事業による給付費の支給等、安定した運営となるよう支援していきます。
23	65	個別施策④ 家族への支援	障害児者と暮らす共働き家庭への支援として、福祉サービスの時間帯やトワイライト支援、余暇活動の場等を充実させていくべき。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 日中活動後や休日の居場所として、また余暇活動の場としてのトワイライトケアや休日の支援の需要は認識しております。今後も引き続き、障害者福祉事業所開設の相談が区に寄せられた際には、日中活動後や休日に支援を行う事業所の開設が望まれていることを伝え実施を促す一方、事業実施を行う事業者に対しては、日中一時支援事業による給付費の支給等、安定した運営となるよう支援していきます。
24	65	個別施策④ 家族への支援	区内における医療的ケア児者の短期入所の利用環境を充実させてほしい。	E	ご意見として伺います。 医療的ケアを必要とする方の対応を行う「新宿けやき園」と「シャロームみなみ風」には看護師の増配置を行うための人件費の一部助成を行うなど、引き続き、医療的ケアを必要とする方が安心して利用していただけるよう支援していきます。 医療的ケアの可能な医療機関併設の短期入所施設については、必要に応じて東京都の施設を含めご案内してまいります。
25	65	個別施策④ 家族への支援	生活実習所の建て替えによる短期入所の定員拡充にあたり、重度重複の肢体不自由児者の利用が可能になるようにしてください。	E	ご意見として伺います。 建替え方針を現行機能の拡充のみとしています。活動室だけでなく、短期入所のスペースもバリアフリーとし、車いすでもご利用できるようにする予定です。
26	65	個別施策④ 家族への支援	障害児を受け入れるショートステイを増やしてほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 障害児を対象とする短期入所について、新宿生活実習所の新施設では1床増床の予定です。またシャロームみなみ風では、緊急時については概ね小学5年生以上の知的障害児者(肢体不自由との重複含む)を対象としています。この他、NPO法人による事業所により小中学生を中心に短期入所の受入を行っています。今後、新規短期入所事業所の開設の相談があった際には、障害児のニーズを伝えていきます。
27	65	個別施策④ 家族への支援	小学生が利用できるショートステイを生活実習所以外の施設でも早急に増設してほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 新宿生活実習所以外の施設について、シャロームみなみ風では、緊急時については概ね小学5年生以上の知的障害児者を対象としています。この他、こどもソテリア東京四谷さんさんハウスが開設され、小中学生を中心に短期入所の受入を行っています。
28	65	個別施策④ 家族への支援	ヤングケアラーの重層的な支援ニーズに対応するために、各部の連携による担当部署の設置、総合窓口の設置などを計画的に進めてほしい。	E	ご意見として伺います。 関係部署でヤングケアラーと思われる子どもを発見した場合には、子ども総合センターと区内4か所の子ども家庭支援センターの「子どもと家庭の総合相談」に繋いでもらい、個別の支援を行っています。
29	65	個別施策④ 家族への支援	シャロームみなみ風のショートステイを安心して利用できるように対応する人員増に対し支援してほしい。	E	ご意見として伺います。 新宿けやき園とシャロームみなみ風には看護師の増配置を行うための人件費の一部助成を行うなど、引き続き、医療的ケアを必要とする方も安心して利用していただけるよう支援していきます。

意見番号	頁	施策別番号	意見要旨	対応	区の考え方
30	65	個別施策④ 家族への支援	ショートステイ受付は利用者の要望を聞き公平なシステムに改善してほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区立施設における短期入所については稼働率も非常に高く、すべての利用希望に対応できていないことは区でも認識しています。今後も、公平で利便性の良い予約方法や緊急時の対応について研究していきます。
31	65	個別施策④ 家族への支援	レスパイトサービスの利用回数を拡充してほしい。	E	ご意見として伺います。 令和4年度より上限回数の月4回をなくし年間上限96時間とし、令和5年度よりさらに年間上限144時間として柔軟に対応しています。
32	65	個別施策④ 家族への支援	戸山サンライズの客室を借り上げて、短期入所に相当するような宿泊ができる体制をつくってほしい。	E	ご意見として伺います。 短期入所は障害者総合支援法で基準等を含め定めている障害福祉サービスであるため、区独自に短期の宿泊を伴う事業を実施する考えはありません。
33	65	個別施策④ 家族への支援	高田馬場福祉作業所内にショートステイを設置すること。	E	ご意見として伺います。 短期入所事業を実施するためには法令の設備基準に基づく居室等や設備を備える必要があります。高田馬場福祉作業所において、多機能型事業所としての事業実施に必要な面積を確保しながらこれらに必要な面積を確保することは難しく、現時点において短期入所事業を実施する予定はありません。
34	68	個別施策⑤ 経済的自立への支援	心身障害者福祉手当を拡充してほしい。	E	ご意見として伺います。 手当等の経済的支援については、第一義的に国や都の役割であり、各自治体で同様の支援が受けられることが望ましいと考えており、国や都の制度内に精神障害者を位置づけるように従来より働きかけています。 区としては、精神保健福祉手帳2級・3級については、就労関係などのサービス提供を主眼に対応していきます。
35	72	個別施策⑧ 事業者への支援・指導の充実	福祉に関わる支援者の人手不足が深刻である。特に精神障害分野は通所日数が読みにくく、定員の倍近い人数を登録する必要があるため、区としても障害特性に応じた事業所支援の充実をお願いしたい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 新宿区では人件費や家賃が高い地域での運営であることから、安定した事業所運営が行えるよう障害者就労支援施設運営費補助金の中で家賃に係る施設借上費補助を区の単独施策として実施しています。また、光熱費等の物価高騰による負担を軽減するため、高騰する光熱費等の増額相当分について補助を実施しています。 今後も、適切な補助制度であるよう引き続き検討してまいります。
36	72	個別施策⑧ 事業者への支援・指導の充実	就労移行支援、就労継続支援等の日中活動系の事業所への運営費補助を増額してほしい。	E	ご意見として伺います。 就労移行支援、就労継続支援事業等の日中活動系事業所の運営費補助額について、本来、各施設は給付費収入により運営がなされるものと考えますが、サービス向上のため東京都補助基準の考えをもとにした新宿区障害者就労施設運営費補助の対象としているほか、家賃に係る施設借上費補助を区の単独施策として実施していますが、現時点で補助額の増額は予定していません。 今後も適切な補助制度であるよう引き続き検討してまいります。
37	72	個別施策⑧ 事業者への支援・指導の充実	障害者就労移行支援施設の運営助成を増額してほしい。	E	ご意見として伺います。 就労移行支援、就労継続支援事業等の日中活動系事業所の運営費補助額について、本来、各施設は給付費収入により運営がなされるものと考えますが、サービス向上のため東京都補助基準の考えをもとにした新宿区障害者就労施設運営費補助の対象としているほか、家賃に係る施設借上費補助を区の単独施策として実施していますが、現時点で補助額の増額は予定していません。 今後も適切な補助制度であるよう引き続き検討してまいります。
38	72	個別施策⑧ 事業者への支援・指導の充実	障害者就労継続支援事業者に対する家賃補助を増額してほしい。	E	ご意見として伺います。 家賃に係る施設借上費補助を区の単独施策として実施していますが、現時点で補助額の増額は予定していません。 今後も適切な補助制度であるよう引き続き検討してまいります。
39	74	個別施策⑨ 地域生活支援体制の推進	休日や夜間でも緊急時の受入れ・対応が容易になるようクライシスプラン作成を推進してほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 クライシスプランに関しては、参考様式を公開しておりますので、ご利用の相談支援事業所に作成相談をお願いします。
40	74	個別施策⑨ 地域生活支援体制の推進	生活実習所以外で緊急時に24時間対応できる知的障害者児の支援体制を整備してほしい。	B	ご意見は、素案の内容に含まれています。 中落合一丁目に整備される施設における相談支援事業では365日24時間の相談体制を確保し、区役所の営業時間外において、同施設の短期入所に限らず緊急時の短期入所受付や利用調整を行う予定です。

意見番号	頁	施策別番号	意見要旨	対応	区の考え方
41	79	個別施策⑫ 乳幼児期の子育てに関する相談の充実	発達支援コーナー「あいあい」の利用者が急増しているため、早期に面談、対応ができるよう体制強化を図ってほしい。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 発達の相談をされる方が、増加していることは認識しています。初回の電話での相談から、面談までの期間を短縮でき、特に乳幼児の保護者の方とお子様が必要な支援に早期に繋がるよう、相談体制を整備していきます。
42	81	個別施策⑬ 乳幼児期の支援体制の充実	障害児の延長保育を原則実施できるよう体制を作ってほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 障害のある児童の延長保育を含む保育時間は、児童の発達過程や障害の状態、保護者の就労状況に応じて決定しています。
43	84	個別施策⑭ 学齢期の支援体制の充実	希望するすべての医療的ケア児が保護者の同乗の必要なく専用通学車両で通学できるようにしてほしい。都立特別支援学校に通学する障害児が保護者の同乗や学校での付き添いが必要な場合は、ヘルパーによる移動支援を利用できるようにしてください。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 新宿養護学校における医療的ケアを必要とする児童・生徒が利用するスクールバスに看護師の配置を行っています。 都立校に関しましては、医療的ケア児専用バスの運行等を東京都が実施しています。また公共機関等を利用して通学される際には移動支援の利用が可能です。
44	84	個別施策⑭ 学齢期の支援体制の充実	医療的ケア児童・生徒の通学バスでの移動時には看護師を配置してほしい。配置できない間は公的にヘルパーを配置してほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 新宿養護学校における医療的ケアを必要とする児童・生徒が利用するスクールバスに看護師の配置を行っています。 都立校に関しましては、医療的ケア児専用バスの運行等を東京都が実施しています。また公共機関等を利用して通学される際には移動支援の利用が可能です。
45	84	個別施策⑭ 学齢期の支援体制の充実	障害児の保護者同士が交流する機会を持てるようにしてください。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 保護者同士の交流の場の必要性は把握しております。関係部署に必要性を伝えてまいります。
46	84	個別施策⑭ 学齢期の支援体制の充実	スクールカウンセラーを常勤化し、継続的かつ早期に専門機関につなげるシステムを構築してほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 スクールカウンセラーの常勤化の予定はありませんが、教職員と連携した校内体制の充実を図り、関係機関との連携を強化しながら、児童・生徒の心の健康保持に努めていきます。
47	86	個別施策⑮ 放課後支援等の日中活動の充実	新宿養護学校内に普通校同様の学童保育、子ども広場のような施設を作ってほしい。	E	ご意見として伺います。 区の放課後子どもひろばは、学校の余裕教室等を活用して、スタッフの支援のもと、子どもたちが自由に集い自主的に活動する遊び場と体験プログラムの提供を行う事業です。 新宿養護学校の放課後子どもひろばについては、放課後の生活を豊かにすることを目的とした体験活動を行う場として、学校の余裕教室の状況や、登録児童の体力等を考慮した上で、月に2回程度実施をしています。 実施回数の増については、看護師の確保などの課題もあるため、受託事業者と協議をして、対応可能か検討していきます。
48	86	個別施策⑮ 放課後支援等の日中活動の充実	まいペースで医療的ケアのある重症心身障害児の受け入れもできるようにしてほしい。	E	ご意見として伺います。 現時点で「まいペース」において医療的ケアのある重症心身障害児の受け入れの計画はありませんが、放課後等デイサービス事業所の設置について障害者福祉事業所開設の相談が区に寄せられた際には、引き続き医療的ケア児の支援を行う事業所の開設が望まれていることを伝え事業実施を促してまいります。
49	86	個別施策⑮ 放課後支援等の日中活動の充実	児童館を障害児が気軽に利用できるように、設備の改善および必要な人的配置などの改善を行ってほしい。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 現在の建物では、内部構造や設備等において障害児の利用に不適切な部分もありますが、耐震工事や大規模改築等の際にエレベーターを設置するなど改善を図っています。また、障害児等の配慮が必要な児童の利用が増加した際には、人員配置について検討を行っていきます。
50	89	個別施策⑰ 障害等のある子どもへの専門相談の推進	発達障害児への専門家による療育指導に対し区として費用助成を行ってほしい。	E	ご意見として伺います。 発達障害児への療育については児童発達支援等の障害児通所サービスで対応しています。当該事業所に対する報酬は令和6年度に改定が行われ、加算等について注視していきます。

意見番号	頁	施策別番号	意見要旨	対応	区の考え方
51	90	個別施策⑱ 学校教育修了後の進路の確保	重度重複障害や医療的ケアがある人でも希望する場合は、生活介護だけでなく就労継続支援など多様な進路先の選択を可能にしてください。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 医療的ケアを含む重度重複障害者を受け入れるための、区立施設における人員体制や給食の形態については、今後の需要等も勘案し指定管理者等と協議していきます。
52	90	個別施策⑱ 学校教育修了後の進路の確保	新生活実習所の建て替え後の増員数について、感染症拡大時でも安心して通所できるよう見直しをした方がよいのではないか。	E	ご意見として伺います。 新生活実習所の建て替え後の新施設では定員増となりますが、利用者一人あたりの面積は建て替え前の施設と同程度になる予定です。新施設移転後も感染対策に努め利用者にとって過ごしやすい環境となるよう施設運用に努めていきます。
53	90	個別施策⑱ 学校教育修了後の進路の確保	障害福祉サービス等は、当事者が望む余暇活動や学び、就労などを除外した支援が中心となっている。当事者本位の支援のため、地域活動支援センター等の必要性を理解してもらうとともに、学齢期後の支援の充実をお願いしたい。	E	ご意見として伺います。 地域活動支援センターの活動をより一層充実し、当事者が望む役割を担う事業所となるよう、区として支援を行っていきます。
54	91	個別施策⑲ 日中活動の充実	精神障害者の通所施設への送迎に関する補助、施設の設備の改善をお願いしたい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 精神障害者の通所支援については、必要であれば移動支援がご利用できますので、通所施設への送迎に関する補助等は考えていません。施設の設備の改善については、身体状況に応じた配慮について、施設へ相談してください。
55	91	個別施策⑲ 日中活動の充実	高齢化や定員が増加した、区内の福祉施設の建て直しを希望する。	E	ご意見として伺います。 区立あゆみの家や障害者福祉センターについて、現時点で建て替え及び移転の予定はありません。建物及び設備については、中長期修繕計画のもと維持修繕工事を行っています。それ以降も順次、計画に基づき、必要な修繕工事を行い、引き続き適切な環境の保持に努めていきます。
56	91	個別施策⑲ 日中活動の充実	脳血管障害等による言語障害者に対して、訪問による訓練制度を実施してほしい。障害者福祉センターでの事業については、もっと周知してほしい。	E	ご意見として伺います。 区ではこれまで言語障害者への支援として、障害者福祉センターの機能訓練事業等において言語訓練を実施しており、引き続き機能回復訓練事業の充実及び周知に努めていきます。
57	92	個別施策⑲ 日中活動の充実	身体・知的障害者が日中活動後、保護者の帰宅時間まで過ごせる居場所の整備、高校卒業後の福祉作業所等の利用者向けのタイムケア事業、高次脳機能障害者向けの当事者グループ支援の実施日数と時間の拡充などを、計画的に進めてほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 日中活動後、保護者の帰宅時間まで過ごせる居場所の整備、高校卒業後の福祉作業所等の利用者向けのタイムケア事業の必要性は区でも認識しています。 障害者福祉事業所開設の相談が区に寄せられた際には、日中活動後に支援を行う事業所等のニーズを伝え実施を促していきます。 高次脳機能障害者向けの当事者グループ支援の拡充については、施設の運営上、他の事業との調整を必要とするため、現時点での実施は難しいですが、今後もニーズ等の把握に努め研究していきます。
58	93	個別施策⑳ 住まいの場の充実	視覚障害者が入居できるケア付き区立グループホームを開設してください。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 視覚障害者専用のグループホーム開設の計画はありませんが、社会福祉法人等によるグループホームの整備について、新規グループホーム整備や開設の相談があった際には、視覚障害者に対するニーズを伝えていきます。
59	93	個別施策⑳ 住まいの場の充実	区内に高齢の聴覚障害者向けの入所施設、入所枠を整備してほしい。	E	ご意見として伺います。 高齢の聴覚障害者を主な対象とするグループホーム開設の計画はありませんが、社会福祉法人等によるグループホームの整備について、新規グループホーム整備や開設の相談があった際には、高齢の聴覚障害者のニーズを伝えていきます。
60	93	個別施策⑳ 住まいの場の充実	ろう者(高齢者)のためのグループホームを考えて欲しい。	E	ご意見として伺います。 高齢の聴覚障害者を主な対象とするグループホーム開設の計画はありませんが、社会福祉法人等によるグループホームの整備について、新規グループホーム整備や開設の相談があった際には、高齢の聴覚障害者のニーズを伝えていきます。

意見番号	頁	施策別番号	意見要旨	対応	区の考え方
61	93	個別施策⑳ 住まいの場の充実	グループホームへの入居を希望する肢体不自由児者に対応するため、サテライト型の障害者グループホームを計画してください。	E	ご意見として伺います。 今後も公有地の活用については、整備施設の特性や土地の規模・立地条件等を考慮し、行政需要等を踏まえながら適切に検討していきます。
62	93	個別施策⑳ 住まいの場の充実	重度重複の肢体不自由者が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らしていくことのできるグループホームの設置促進をお願いしたい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 今後も公有地の活用については、整備施設の特性や土地の規模・立地条件等を考慮し、行政需要等を踏まえながら適切に検討していきます。
63	93	個別施策⑳ 住まいの場の充実	グループホームの整備を促進してほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 障害者グループホームの需要については、障害種別を問わず多くのご要望があることは区でも認識しております。 現在、弘方町国有地及び中落合一丁目区有地の二つの公有地において障害者グループホームの整備を進めていますが、そのほか現早稲田南町児童館等複合施設の移転後跡地に整備する予定です。今後も民有地における整備状況や今後整備されるグループホームの入居希望の状況等も勘案したうえで、引き続き整備計画の検討を進めていきます。
64	97	個別施策㉑ 施設からの地域生活移行の支援	地域活動支援センターの人員配置、運営が厳しい。補助金要項等の改定も必要である。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 入院中の精神障害者等が地域生活に円滑に移行するうえで、日中活動の場である地域活動支援センターの役割も大きいことは認識しています。地域活動支援センターの活動をより一層充実し、属性や世代を問わない包括的な相談や交流できる居場所等、望まれる役割を担う事業所となるよう、各事業所の経営状態の把握に努め、必要な補助額の見直しを令和6年度に行います。
65	98	個別施策㉒ 病院からの地域生活移行の支援	若年性認知症者のためのデイサービスを区として実施してほしい。すでに介護保険とは別に実施している事業所への運営費助成を都とも連携して行うこと。若年性認知症の相談窓口は障害者福祉課にしたい。	E	ご意見として伺います。 若年性認知症患者につきましては介護保険が優先となります。また40歳未満の患者に関しましては障害者総合支援法によるサービス利用が可能です。申請窓口は保健センターとなります。
66	100	個別施策㉓ 就労支援の充実	精神障害者の就労支援事業を実行計画に盛り込み、区役所の中で職場実習を拡大するとともに、他の公共機関や民間にも協力を呼び掛けてほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターで実施している障害者の就労支援事業は、実行計画事業に位置付けています。この事業では精神障害者だけでなく、身体障害者及び知的障害者も対象にしています。障害者の就労に関する制度の啓発・普及については、今後も関係機関との連携をとりながら取り組んでいきます。
67	100	個別施策㉔ 就労支援の充実	新宿区自らが障害者の法定雇用率を達成するとともに、区内企業に対しても障害者の雇用を促してほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区では、障害者の雇用促進のため、正規職員や会計年度任用職員の障害者採用を行っています。一方で、新宿区を希望する方が少ないことや、採用辞退等の課題もあり、法定雇用率を達成することができていません。引き続き、法定雇用率の達成に向けて、採用を行っています。 法定雇用率を満たしていない企業の指導や公表については、障害者雇用促進法に基づき、厚生労働省が所管しており、適切に指導等を行っているものと認識しています。
68	104	個別施策㉕ 就労の継続及び復職等の支援の強化	就労継続支援等から就職した際に、福祉サービスを必要な期間継続できるようにしてほしい。また、定着支援等の福祉サービスが整備されたのは良いが、サービス利用という観点だけで、いろいろな支援者に繋ぐことはメリットデメリットがあることを理解することが合理的配慮である。	E	ご意見として伺います。 必要なサービスを適正に支給決定するよう今後とも取り組んでまいります。
69	106	個別施策㉖ コミュニケーション支援・移動支援の充実	視覚障害者の職種の領域をより広げるために、区立施設を利用することをご認ください。	E	ご意見として伺います。 視覚障害者交流コーナーでは、ICT機器を通じてデジタル活用の利便性を享受できるよう、デジタル関連の講座開催や、必要な情報が取得できるよう、交流コーナーのIT環境を整備します。 なお、主に視覚障害者を対象としている就労移行支援事業では、事務職として就職ができるよう、パソコン操作等の訓練が行われており、視覚障害者の職域は広がっております。今後も引き続き情報提供を行いながら、就労移行支援などの利用促進を図り、障害者の就労を支援していきます。

意見番号	頁	施策別番号	意見要旨	対応	区の考え方
70	106	個別施策⑦ コミュニケーション支援・移動支援の充実	ATM・セルフレジ・キャッシュレス決済などについて視覚障害者の利便性を考慮した仕様は今後出ていくのか。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 令和4年に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」に基づく国の動きを注視しながら、視覚障害者、聴覚障害者交流コーナーで講座を開催するなどデジタル社会の利便を享受できるよう状況に応じた支援を実施していきます。
71	106	個別施策⑦ コミュニケーション支援・移動支援の充実	スマホやタブレットなど個人が利用する場合の操作法の指導者を増やしてほしい。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 令和4年に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」に基づく国の動きを注視しながら、視覚障害者、聴覚障害者交流コーナーで講座を開催するなどデジタル社会の利便を享受できるよう状況に応じた支援を実施していきます。
72	106	個別施策⑦ コミュニケーション支援・移動支援の充実	新宿区立障害者福祉センター利用者がオープンWi-Fiが使えない、セキュアな環境を維持しつつ開放を求めます。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 区立障害者福祉センターにおけるフリーWifiの設置については、今年度中の実施を予定しています。
73	106	個別施策⑦ コミュニケーション支援・移動支援の充実	Wi-Fiによるリモート会議、勉強会の参加が出来ないこと、移動が困難な視覚障害者の増加が予測される中、ネット活用は急務です。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 令和4年に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」に基づく国の動きを注視しながら、視覚障害者、聴覚障害者交流コーナーで講座を開催するなどデジタル社会の利便を享受できるよう状況に応じた支援を実施していきます。
74	106	個別施策⑦ コミュニケーション支援・移動支援の充実	視覚障害者交流コーナー内でオープンWi-Fiが使えない、セキュアな環境を維持しつつ開放を求めます。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 視覚障害者交流コーナーで実施する講座の開催時はポケットWi-Fiで対応しており、フリーWi-Fiは使用できませんが、今後の環境整備について検討していきます。
75	106	個別施策⑦ コミュニケーション支援・移動支援の充実	施設スタッフ等に手話を覚えてもらうよう行政から働きかけてほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 「新宿区手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例」の趣旨に基づき、意思疎通手段としての手話の必要性を事業者に伝えていきます。
76	106	個別施策⑦ コミュニケーション支援・移動支援の充実	毎年9月23日、手話言語の国際デーに区内施設のブルーライトアップをお願いしたい。	E	ご意見として伺います。 現在本庁舎、第一分庁舎等には庁舎をライトアップする設備がありません。
77	106	個別施策⑦ コミュニケーション支援・移動支援の充実	障害者福祉課や障害者福祉センター職員が手話ができるようにしてほしい。区公式Youtubeや区議会の中継に手話通訳を付けてほしい。	D	ご意見は今後の取組の参考とします。 一人ひとりのニーズに沿った情報提供は課題として認識しています。 区議会の傍聴の際には、手話通訳者の派遣を実施するとともに、議場にはヒアリンググループを設置し、聴覚障害者支援をしています。 区公式YouTubeや区議会の生中継における手話通訳等の導入は、情報提供の一手段として調査研究してまいります。
78	106	個別施策⑦ コミュニケーション支援・移動支援の充実	失語症者向け意思疎通支援者派遣事業を実施し、新宿区障害者計画に位置づけてほしい。	A	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 P.106個別施策⑦「コミュニケーション支援・移動支援の充実」について、「失語症者に対して、障害の特性に応じた意思疎通支援を実施していきます。」と追記します。 新宿区障害者計画では「新宿区手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例」の趣旨に基づき、多様な手法による情報提供を充実していく中で、失語症者に向けた意思疎通支援者の派遣に向けて準備を進めています。

意見番号	頁	施策別番号	意見要旨	対応	区の考え方
79	106	個別施策⑦ コミュニケーション支援・移動支援の充実	「視覚障害者交流コーナー」のサービスをより充実してください。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 区では、意思疎通の支援を含め視覚障害者の地域交流が促進できるよう、視覚障害者交流コーナーで代読・代筆等の支援を実施してきました。 今後も、当事者のご意見をお聞きし、視覚障害者が利用しやすい支援ができるよう、検討していきます。
80	106	個別施策⑦ コミュニケーション支援・移動支援の充実	聴覚障害や難聴がある子どもが手話言語による意思疎通や支援を受けられる環境の整備をお願いしたい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 「新宿区手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例」の趣旨に基づき、意思疎通手段としての手話の必要性を職員に伝えていくとともに、遠隔手話通訳サービスなどを利用し円滑な意思疎通ができるよう努めていきます。
81	106	個別施策⑦ コミュニケーション支援・移動支援の充実	手話通訳者の配置や派遣を充実させるため、所得を保障し、就労機会を促進することを計画的に進めてほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区と登録手話通訳者は雇用契約を締結していないため、所得補償は対応できませんが、今後も適正な報酬額となるよう、手話通訳の現場の実態を考慮し研究していきます。
82	106	個別施策⑦ コミュニケーション支援・移動支援の充実	手話通訳者の身分保障をお願いしたい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区の登録手話通訳者は意思疎通支援事業として、区登録手話通訳者の派遣コーディネート業務を委託し、技術及び知識の向上に資する研修、頸肩腕障害に関する健康診断、受診派遣に伴う保険の加入を実施しています。今後も働きやすい環境の整備に向けて取り組んでいきます。
83	106	個別施策⑦ コミュニケーション支援・移動支援の充実	手話通訳の交通費を通訳料とは別途支給してほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区の登録手話通訳者への報酬は交通費を含めた額として、登録手話通訳者からの意見も踏まえ設定しています。今後も適正な報酬額となるよう、手話通訳の現場の実態を考慮し研究していきます。
84	106	個別施策⑦ コミュニケーション支援・移動支援の充実	動画通訳の通訳料は、通常通訳とは別に改めて考えてほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 動画の内容を説明するワイプなどの手話通訳については、通常の派遣による通訳とは別の要素が加わるため、個別に契約を締結し対応しています。
85	106	個別施策⑦ コミュニケーション支援・移動支援の充実	区で行う、会議、講演会等の通訳料を見直してほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区の登録手話通訳者への報酬は交通費を含めた額として、登録手話通訳者からの意見も踏まえ設定しています。今後も適正な報酬額となるよう、手話通訳の現場の実態を考慮し研究していきます。
86	106	個別施策⑦ コミュニケーション支援・移動支援の充実	地域センター等で行われる説明会等は、手話通訳を個人依頼ではなく区の予算でつけてほしい。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 区が主催する事業、説明会に参加する際には、所管する部署で手話通訳者を配置することができますので、お問い合わせください。
87	110	個別施策⑧ 文化芸術・スポーツ等への参加の促進	民間温水プールの障害者割引を区が財政支援することや、コズミックスポーツセンター等の教室、講座を障害者は無料にする等、障害者のスポーツ活動への参加を促進する施策をすすめてほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 民間温水プールに財政支援をすることは考えていませんが、令和4年4月から区立スポーツ施設における障害者の利用料金と障害者向け教室事業を無料としています。また、令和5年度からはパラスポーツ団体と連携し、ゴールボール、車椅子ハンドボール、ブラインドサッカー(予定)の体験会を無料で実施しています。引き続き、障害者が参加できるスポーツ施策を進めてまいります。

意見番号	頁	施策別番号	意見要旨	対応	区の考え方
88	113	個別施策⑩ 障害者の差別解消・権利擁護の推進	新宿区障害者差別禁止条例を制定し、障害者計画に位置づけてほしい。	E	ご意見として伺います。 障害者差別解消法の施行により、理念が共有化され、国、自治体、事業者の取り組むべきことが明確になり、既に様々な取組が行われています。さらに「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行され、障害者差別解消に向けた施策も充実したことから、区独自の条例制定は考えていません。
89	119	個別施策⑩ 障害理解への啓発活動の促進	デフリンピックの周知を行ってほしい。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 新宿区障害者計画では、個別施策⑩ 障害理解への啓発活動の促進を重点的な取り組みとして、令和7年、初めて日本で開催されるデフリンピック大会は、聴覚障害への理解啓発を進める良い契機として、手話サロンや入門手話教室、イベント等を通じ、聴覚障害者と交流しながら手話に関心を持っていただき、聴覚障害への理解を図っていきます。 また、デフリンピックの周知については、これまで東京都の所管部署からの情報提供を受け、周知用チラシの配布を行いました。また、「2年前を契機としたSNS連携事業」では、令和5年11月に公式X(旧Twitter)で、区内のマスコットキャラクターに「世界陸上・デフリンピック」のフォトプロップスを掲げ投稿しました。 その他、障害者週間に実施している、新宿西口広場の障害者福祉施設共同バザール会場や本庁舎1階の作品展でパネル等を掲出し紹介しています。引き続き、様々な機会を捉え東京都と連携しながら周知に取り組んでまいります。
90	119	個別施策⑩ 障害理解への啓発活動の促進	合理的な環境整備があれば、健常者と障害者という区別なくお互いを知る機会を創出していけるのではないかと。当事者の話しを聞いて対話する機会等をもっと作っていくことが有効である。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 新宿区障害者計画の個別施策⑩ 障害理解への啓発活動の促進の中で、実際に障害者との関わりを持つ機会の重要性を記載しています。障害者福祉施設での、障害者の作品展や施設祭り、講習会、交流会等を通じて、地域住民と障害者が交流する場を設け、地域での障害理解が促進されるよう、引き続き活動を行っていきます。
91	119	個別施策⑩ 障害理解への啓発活動の促進	精神障害者等への正しい知識の普及と理解の促進を図るよう教育と福祉の連携を行ってほしい。	E	ご意見として伺います。 精神障害と関連のある学習としては、小学校の保健や中学校の保健体育の授業の中で「心の健康」について学んでいます。また、区内の中学1年生を対象に、精神疾患の正しい知識や相談方法について啓発するパンフレットの作成及び配布を行っています。配布にあたっては、併せて保護者向け・教員向けリーフレットも作成し、家庭や学校でより効果的に当パンフレットを活用できるよう工夫しています。 今後も引き続き、福祉と連携し、精神障害者等への正しい知識を身に付けられるように、学習の充実を図っていきます。
92	121	個別施策⑩ 障害理解教育の推進	障害者を「いろいろな特徴や特性を持つ人の一人」として各々の得意な部分を見つけて苦手なところは必要なサポートを入れて補完していくという考え方を取り入れて行くべき。国民の意識を変えていくとともに、特に教育関係者等は健常者も障害者も一緒に生きていく仲間であるという理念を持てるような研修内容が必須である。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区立学校では、共生社会の実現を目指し、障害当事者との交流を大切にしながら障害理解教育を全校で実施しています。障害者理解教育では、障害当事者との交流を通して、子どもたちは障害の有無に関係なく、前向きに目標をもって生活している人々の生き方に共感するとともに、健常者としてできることを考えています。また、教育委員会では、教員を対象とした研修も実施しており、研修を通して共生社会の実現に向けた教育の役割についての理解を深めています。
93	126	個別施策⑩ 地域で交流する機会の充実	継続的に障害者と子供たちが関わっていけるよう、地域活動支援センターの機能を障害者福祉センターに盛り込んで、地域の人が来やすいような環境やプログラムを作り障害者と協働できるような仕組みを作ってほしい。	E	ご意見として伺います。 ご提案の日常のプログラムではありませんが、障害者福祉センターでは年数回、障害の有無を問わず参加できるカルチャー講座を地域共生型講座として開催しているほか、年に一度、地域住民と障害者が互いに交流するイベントとして「センター祭」を実施し、児童・生徒を含む地域住民に対する障害者理解の推進に努めています。今後も障害者理解の推進の拠点の一つとして取組を行っていきます。
94	127	個別施策⑩ 多様な手法による情報提供の充実	新宿区手話言語条例も踏まえ、レガス新聞にイベント案内を掲載する際、電話番号だけでなくFAX、メールアドレス、QRコードを掲載してほしい。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 全体にかかる問合せ先としてファックス番号を記載しているところですが、可能な限り、各項目の見出しにファックス番号を記載し、イベント案内のなかではQRコードを掲載してまいります。今後は更に、わかりやすい紙面になるよう努めてまいります。
95	127	個別施策⑩ 多様な手法による情報提供の充実	「情報のバリアフリーの促進」の記載内容について、情報アクセシビリティやコミュニケーションの保障を盛り込んだ記述が必要である。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 情報アクセシビリティやコミュニケーションの保障を盛り込んだ記述については新宿区障害者計画の個別施策⑩ コミュニケーション支援・移動支援の充実の中で障害の特性に応じた意思疎通のための多様な手段の選択の機会を確保し提供することを記載しています。

意見番号	頁	施策別番号	意見要旨	対応	区の考え方
96	127	個別施策⑳ 多様な手法による情報提供の充実	いつでもどこでも情報が確保できるようにして欲しい。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 「新宿区障害者計画では新宿区手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例」の趣旨に基づき、多様な手法による情報提供を充実していく中で、施策を推進していきます。
97	127	個別施策⑳ 多様な手法による情報提供の充実	区障害福祉課にはFAXを持っていない聴覚障害者への合理的配慮をお願いしたい。LINEによる問い合わせや相談対応もお願いしたい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区のホームページに区民意見システムがありますので、日常生活についてもお問い合わせが可能ですのでぜひご利用下さい。また社会的インフラとして整備されている電話リレーサービスの利用も紹介していきます。
98	130	個別施策⑳ ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進	駅構内のエレベーターの場所を示すサイン音について今後の設置計画があれば教えてください。	F	ご質問に回答します。 鉄道駅構内設備については鉄道事業者が所管しております。 ご意見については鉄道事業者にお伝えするとともに、「新宿区移動等円滑化促進方針」に基づき、電車の到着に合わせ、エレベーターの位置をアナウンスするなどの配慮事項を鉄道事業者に働きかけを行います。
99	130	個別施策⑳ ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進	改札の駅員の無人化について明確になっている計画があれば教えてください。	F	ご質問に回答します。 鉄道駅の人員の運用等については鉄道事業者が所管しております。 ご意見については鉄道事業者にお伝えするとともに、「新宿区移動等円滑化促進方針」に基づき、改札口が無人化になる場合の音声・文字による情報提供など、多様な利用者を想定した対応を行うよう働きかけを行います。
100	130	個別施策⑳ ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進	音響式信号機設置箇所拡大について明確になっている計画があれば教えてください。	F	ご意見に回答します。 音響式信号機の設置については交通管理者が所管しております。 ご意見については交通管理者にお伝えするとともに、今後も「新宿区移動等円滑化促進方針」に基づき交通管理者に働きかけを行っていきます。
101	130	個別施策⑳ ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進	横断歩道の段差解消等をお願いしたい。	E	ご意見として伺います。 区では、国土交通省の「歩道の一般的構造に関する基準」に基づき、横断歩道等に接続する箇所における歩道と車道との段差は、視覚障害者の安全な通行を考慮して2cmを標準としているところです。 しかしながら、令和3年11月に策定した「新宿区移動等円滑化促進方針」では、歩道と車道間の段差については、車椅子等使用者、視覚障害者等の全ての人々が安全に移動し、また歩車道の境界を認識できるよう、縁端が1cm程度の縁石ブロックの整備を推進することとしました。 今後は、「新宿区移動等円滑化促進方針」に基づき、歩車道段差を1cmに改良する整備を推進してまいります。 なお、区では道路監察を実施し、歩道にガタツキ等がみられる箇所の補修を適宜行っているところです。その他歩道に問題がみられるところについては、具体的な場所をお問合せ頂けましたら、対応を検討いたしますのでご連絡ください。
102	130	個別施策⑳ ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進	情報アクセシビリティやコミュニケーション保障の基盤整備を追記することが必要である。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 情報アクセシビリティやコミュニケーションの保障を盛り込んだ記述については新宿区障害者計画の個別施策㉑ コミュニケーション支援・移動支援の充実の中で障害の特性に応じた意思疎通のための多様な手段の選択の機会を確保し提供することを記載しています。

意見番号	頁	施策別番号	意見要旨	対応	区の考え方
103	130	個別施策⑨ ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進	区立施設の多機能トイレにユニバーサルシート(大型のベッド)を標準として整備してほしい。民間事業者にも指導をお願いしたい。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例」に基づき、条例の対象となる建築物については、用途、規模に応じて車椅子使用者用便室内に大型のベッドを設けるようお願いしています。
104	130	個別施策⑨ ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進	区施設の障害者用トイレを順次自動扉に改めてほしい。電動車いすも使用できるように改善してほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区では、「ユニバーサルデザインまちづくり条例」による施設整備マニュアルに基づき、誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいまちを目指しています。 区有施設については、新築時や改修工事の際に区の整備マニュアルに基づき、施設の状況に合わせて整備を行います。
105	130	個別施策⑨ ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進	駅構内のホームドアやエレベーターについて今後の設置計画の予定を教えてください。	F	ご質問に回答します。 区内のホームドア未整備の6駅について、JR新宿駅及び四ツ谷駅は令和13年度末までに、東京メトロ落合駅は令和7年度末までに、小田急新宿駅特急口マンスカー停車ホームは令和14年度末までに整備する予定が各事業者より示されています。なお、西武鉄道下落合駅、中井駅については未定となっております。
106	130	個別施策⑨ ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進	視覚障害者の安全を確保するためにバリアフリー環境整備を継続してほしい。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 区では、高齢者や障害者等の誰もが円滑に移動ができるよう令和3年度に「新宿区移動等円滑化促進方針」を策定しました。 令和4年度からは「バリアフリーの道づくり」事業として、「新宿区移動等円滑化促進方針」に基づき選定した区道12路線について、当事者参加のもと、令和9年度までのバリアフリー整備に取り組んでいるところです。 音響式信号機の設置やホームドアの設置については、区は警察や各鉄道事業者に設置がより一層進むよう、引き続き働きかけてまいります。 また、障害者の安全な移動等の円滑化を促進するために、周囲の人が移動に困っている方へ支援できるよう、ヘルプマークやヘルプカードについて、引き続き周知啓発を行います。
107	131	個別施策⑨ ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進	区内全鉄道駅でのホームドア設置、バリアフリールートの複数化や最短化、ホームと車両の間の段差・すき間の解消等を計画してほしい。	E	ご意見として伺います。 ご意見は鉄道事業者に伝えるとともに、今後も「新宿区移動等円滑化促進方針」に基づき、ホームドア設置、バリアフリールートの複数化や最短化など関係機関と連携していきます。
108	134	個別施策④ 防災・防犯対策の推進	避難所を利用する際、避難所までの誘導、利用サポートは誰がするのか教えてください。	F	ご質問に回答します。 災害時要援護者名簿等に登録された方に対しては、発災後、防災区民組織や民生委員等により安否確認を行います。そうした地域の方や警察・消防の協力を得ながら、避難所へ誘導します。一方で、日頃から要配慮者災害用セルフプランを作成することで、必要に応じた避難行動がとれるよう、備えておくことも必要です。セルフプラン作成の支援については、地域福祉課でご相談を受け付けています。なお、区では、災害時にも継続して障害福祉サービス等事業所が障害者の生活を支援できるように働きかけています。 一次避難所での避難所運営は、区、防災区民組織等の地域住民、避難者、ボランティア等が行います。障害者や高齢者等の要配慮者への避難所生活における支援等については、避難所運営の中で協働して活動を行っています。 また、福祉避難所への移送にあたっては、職員、避難所運営管理協議会の避難誘導部、ボランティア等が協力して、安全を確保したうえで実施します。移送手段については、必要に応じて、災害協定を締結している緑グリーンキャブや個人タクシー協同組合新宿支部に車両と運転手を要請してまいります。
109	134	個別施策④ 防災・防犯対策の推進	誘導とサポートが必要な視覚障害者がどこに住んでいるか把握できていますか。	F	ご質問に回答します。 災害時の避難等に支援を必要とする方については、災害時要援護者名簿の申出をいただくことで平常時から要援護者の把握に努めています。

意見番号	頁	施策別番号	意見要旨	対応	区の考え方
110	134	個別施策④ 防災・防犯対策の推進	出張所職員への防災協定の周知徹底をお願いしたい。	E	ご意見として伺います。 「災害時における聴覚障害者に対する業務に関する協定」などの防災協定について、特別出張所防災担当者会議などの機会を捉え、特別出張所職員への再周知を図っていきます。
111	134	個別施策④ 防災・防犯対策の推進	公共施設における緊急時の文字での情報提供をお願いしたい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 緊急時の文字での情報提供については電光掲示板を社会福祉協議会の1階にある聴覚障害者交流コーナーに設置しています。また今後は障害者福祉センターにも設置する予定です。 なお、区では、災害時等における緊急放送を文字により情報を取得できる文字表示機能が付いた防災ラジオを、災害時要援護者名簿登録者に無償で貸し出しています。
112	134	個別施策④ 防災・防犯対策の推進	障害者への自然災害対策の実施体制、熊出没についてのマニュアル整備をお願いしたい。	E	ご意見として伺います。 高齢者や障害者等の要配慮者への自然災害対策は、「新宿区地域防災計画」に基づき実施しており、地震だけでなく、風水害等の対策についても記載しております。 なお、熊出没についてのマニュアルを整備する予定はありませんが、危険動物逸走時の対策については、「新宿区地域防災計画」に基づき、対策を講じることとしています。
113	134	個別施策④ 防災・防犯対策の推進	在宅避難の継続が困難になった障害児者が自宅から直接、福祉避難所に避難することもできるようにしてください。	E	ご意見として伺います。 発災時の避難行動について、一次避難所での生活が困難な要配慮者について、一次避難所でスクリーニングを行い対象者を特定します。その後、各福祉避難所との受け入れ調整(マッチング)を行い移送を行うこととしています。福祉避難所の開設にあたっては、各施設の被害状況・職員の参集状況等を整理受け入れ態勢の確認ができ次第、順次開設していきます。一方で、障害者施設の閉所中において日中発災した場合には、障害者が利用している施設をそのまま障害者の福祉避難所として開設します。また、一次避難所を経ずに福祉避難所へ直接避難された場合はその方が重い障害をお持ちなど、福祉避難所の避難が相当であると認める場合には施設責任者の判断により受け入れることとしています。このように状況に応じて、適切に対応できるようにしています。
114	134	個別施策④ 防災・防犯対策の推進	一次避難所の避難所運営管理マニュアルに障害児者をはじめとする要配慮者の専用居住スペースの設置や要配慮者への合理的配慮の提供を定めるとともに、避難所運営役員へだけでなく地域住民にも要配慮者への合理的配慮の啓発を行ってください。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区では、「女性をはじめ配慮を要する方の視点でのワークショップ」を特別出張所地区ごとに実施し、避難所における障害者をはじめとする要配慮者への支援の充実について検討を行っています。今後は、ワークショップ等の結果を踏まえ、障害者の視点等を踏まえた避難所運営体制を各避難所に浸透させるとともに、避難所訓練等を通して地域住民への啓発を図っていきます。
115	134	個別施策④ 防災・防犯対策の推進	災害時要援護者名簿への登録を促進してほしい。個別計画を早急に作成し、全ての要援護者に広げてほしい。要援護者支援のボランティア登録の制度をつくってほしい。	E	ご意見として伺います。 災害時要援護者名簿登録の対象となる、高齢者、障害者、難病等により特別な医療ケアを受ける方などについて、適宜、関係部署が適切に情報共有を図りながら、連携して登録の促進に取り組んでいます。また、登録促進のために、防災区民組織、民生委員・児童委員及びケアマネジャー、介護サービス事業者とも連携し、さまざまな機会を捉えて、登録勧奨をしています。 また、区では、逃げないですむ安全安心なまちづくりを推進しており、要援護者が、避難所や備蓄品、医療や介護などの要配慮事項をご自分で記入する「要配慮者災害用セルフプラン」の作成により、発災時に命を守るために適切な行動が取れるよう取組を進めています。 要援護者支援のボランティア専門の登録制度はありませんが、新宿区社会福祉協議会では、災害ボランティア養成講座等を実施しています。
116	134	個別施策④ 防災・防犯対策の推進	在宅で一人暮らしの障害者や高齢の家族が介護している重度障害者の個別避難計画を策定してください。計画相談作成の際に個別避難計画を作成できるようにしてください。	E	ご意見として伺います。 区では、逃げないですむ安全安心なまちづくりを推進しており、要援護者が、避難所や備蓄品、医療や介護などの要配慮事項をご自分で記入する「要配慮者災害用セルフプラン」の作成により、発災時に命を守るために適切な行動が取れるよう取組を進めています。
117	134	個別施策④ 防災・防犯対策の推進	個別避難計画の作成を障害者計画に位置づけてほしい。	E	ご意見として伺います。 区では、逃げないですむ安全安心なまちづくりを推進しており、要援護者が、避難所や備蓄品、医療や介護などの要配慮事項をご自分で記入する「要配慮者災害用セルフプラン」の作成により、発災時に命を守るために適切な行動が取れるよう取組を進めています。

意見番号	頁	施策別番号	意見要旨	対応	区の考え方
118	134	個別施策④ 防災・防犯対策の推進	精神障害者の特性を考慮し、二次避難所に指定されていない福祉サービス事業所においても利用者が一定期間避難できるよう支援物資の支給、保管及び医薬品の提供が受けられるよう連携体制を充実させてほしい。	E	ご意見として伺います。 二次避難所に指定されていない福祉サービス事業所への支援物資の支給、保管については、区の救援物資の供給体制の中で対応していきます。医薬品の提供については、それぞれ処方される薬品が異なるため、日頃からの備えをしていただけるよう、要配慮者災害用セルフプランの普及啓発も図りながら、自助の取組を促していきます。 なお、「災害医療コーディネーター」や「災害薬事コーディネーター」を指定し、災害医療救護支援センター、災害薬事センターにおいて、医療救護所や避難所での医療ニーズを把握し、医薬品の調達・配分などの調整を行います。
119	135	個別施策④ 防災・防犯対策の推進	災害時の避難所のあり方、避難誘導、情報伝達の仕組みづくりを進めていく必要がある。医療との連携を密にするとともに、精神障害者の薬の確保も課題である。	E	ご意見として伺います。 「災害医療コーディネーター」や「災害薬事コーディネーター」を指定し、災害医療救護支援センター、災害薬事センターにおいて、医療救護所や避難所での医療ニーズを把握し、医薬品の調達・配分などの調整を行います。
120	135	個別施策④ 防災・防犯対策の推進	1次避難所となる小中学校はバリアフリー環境が整っていないため、避難所開設と同時に福祉避難所が開設されるように制度の見直しを図ってほしい。在宅避難している支援が必要な障害者に物資等が届くような体制づくりを望む。	E	ご意見として伺います。 発災時の避難行動について、一次避難所での生活が困難な要配慮者について、一次避難所でスクリーニングを行い対象者を特定します。その後、各福祉避難所との受け入れ調整（マッチング）を行い移送を行うこととしています。福祉避難所の開設にあたっては、各施設の被害状況・職員の参集状況等を整理し受け入れ態勢の確認ができた次第、順次開設していきます。一方で、障害者施設の開所中において日中発災した場合には、障害者が利用している施設をそのまま障害者の福祉避難所として開設します。また、一次避難所を経ずに福祉避難所へ直接避難された場合はその方が重い障害をお持ちなど、福祉避難所の避難が相当であると認める場合には施設責任者の判断により受け入れることとしています。このように状況に応じて、適切に対応できるようにしています。 大規模災害時の在宅避難者への支援については、学校避難所が被災者の生活の場となるとともに、地域の応急活動拠点となります。学校避難所では、防災区民組織、民生委員・児童委員、ボランティアなどの協力を得ながら、在宅避難者への物資の供給や情報の伝達を実施してまいります。 また、区では、在宅避難生活に備えるため、防災用品のあっせん等により、区民の自宅における備蓄の推進とともに、備蓄の普及啓発を図っています。 さらに、在宅避難者や要配慮者のための食料等備蓄物資の確保に努めていきます。
121	137	個別施策④ 防災・防犯対策の推進	福祉避難所の確保や増設を図り、一次、二次避難所のバリアフリー化の促進を計画化してほしい。	E	ご意見として伺います。 福祉避難所のバリアフリー化については、スペース等の問題や構造上困難な場合が多いため、避難所となるそれぞれの施設の大規模改修工事等の機会を捉え、検討していきます。
122	137	個別施策④ 防災・防犯対策の推進	二次避難所になる地域交流館等のお風呂を存続させてほしい。	E	ご意見として伺います。 地域交流館等の高齢者活動・交流施設は、「新宿区公共施設等総合管理計画」で、「施設の大規模な改修・建替えの際、民間によるサービス供給の状況を勘案しながら統廃合を検討する」との方針が示されています。地域交流館等のお風呂については、施設の老朽化に伴い、大規模改修、建替えの際には地域支え合い活動の場として機能を充実させるため、廃止することとなります。
123	148	成果目標1	児童相談所の開設を急ぎ、障害児支援に関わるニーズに対応できるよう体制を整えてほしい。	E	ご意見として伺います。 新宿区児童の障害児支援に関する事務は、現在、新宿区と東京都が実施しています。 新宿区では、児童相談所の設置に向けて計画的に人材確保と育成を進めており、業務に必要な専門性を身に付けるために、他自治体の児童相談所等への派遣研修を行っています。 一方で、国内有数の繁華街を抱える区では、全国から若い世代が集まることにより、望まない妊娠や非行児童が発生しており、児童相談所設置に向けては、このような区の地域性を十分に考慮する必要があります。今後も、区児童相談所の設置についての検討を進めつつ、区の児童や子育て家庭にとって最適な児童相談体制を整備していきます。
124	149	成果目標2	グループホーム整備等を「引き続き検討」ではなく、「計画的に整備を進める」としてほしい。	E	ご意見として伺います。 現在、払方町国有地及び中落合一丁目区有地の二つの公有地において障害者グループホームの整備を進めていますが、そのほか現早稲田南町児童館等複合施設の移転後跡地に整備する予定です。今後も民有地における整備状況や今後整備されるグループホームの入居希望の状況等も勘案したうえで、引き続き整備計画の検討を進めていきます。

意見番号	頁	施策別番号	意見要旨	対応	区の考え方
125	156	成果目標1	児童発達支援センターを整備してほしい。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 子ども総合センター発達支援コーナー（愛称あいあい）はこれまでも、児童発達支援センター機能を有していましたが令和7年度を目途に児童発達支援センターとして拡充していきます。
126	156	成果目標1	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所について、ニーズ調査を実施し令和8年度末までの目標を引上げ、増設のため区独自の事業者支援を充実させてほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保に関する目標について、現在区内にある事業所は、ノーサイド新宿@Leaf音楽療法センター、ノーサイド新宿ミュージックケア、児童発達支援 放課後等デイサービス はびねず、新宿区立子ども総合センターの4所です。目標を4か所以上としています。今後も重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所利用の需要に応じ事業所の開設が促進されるよう支援していきます。
127	157	成果目標1	重症心身障害児の放課後、長期休暇中の居場所の充実をお願いしたい。重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの設置目標を5か所以上してほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保に関する目標について、現在区内にある事業所は、ノーサイド新宿@Leaf音楽療法センター、ノーサイド新宿ミュージックケア、児童発達支援 放課後等デイサービス はびねず、新宿区立子ども総合センターの4所です。目標が4か所以上としています。今後も重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所利用の需要に応じ事業所の開設を支援していきます。
128	157	成果目標1	医療的ケアが必要な重度・重症障害者を受け入れる療育機能を持つ通所施設を充実させてほしい。	E	ご意見として伺います。 現状、重度心身障害児を受け入れる児童発達支援は5か所、放課後等デイサービス事業所は4か所開設しています。今後新たに開設相談があった場合にはニーズを伝え、事業実施を働きかけていきます。 なお、高度なりハビリ等を行う療育施設については、現在東京都が設置しています。
129	163	成果目標6	「区立障害者生活支援センター」やシャロームみなみ風が行っている24時間対応の電話相談の周知を進めてほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区立障害者生活支援センターでは24時間対応の電話相談を障害者福祉の冊子や施設パンフレット、区ホームページ等で周知しています。シャロームみなみ風については、午前9時から午後5時まで相談を受け付けており、こちらも施設パンフレット等で周知しています。
130	173	2 障害福祉サービスの必要量見込等	視覚障害者が、社会参加活動だけでなく鍼灸マッサージ等の営業活動にもガイドヘルパーを利用できるように制度の改善を図ってほしい。	E	ご意見として伺います。 ふれあいマッサージに従事する際にはすでに移動支援の対象となっております。自営や就労して実施する場合は、障害者総合支援法の対象ではありませんので、必要性がある場合にはご相談ください。
131	174	2 障害福祉サービスの必要量見込等	第2生活実習所を検討してほしい。	E	ご意見として伺います。 今後、新宿生活実習所および障害者福祉センターにおいて定員拡充が予定されているほか、中落合一丁目区有地に整備される障害者施設に知的障害者と肢体不自由者を対象にした生活介護事業所が開設される予定です。 今後も、利用者や特別支援学校の卒業生の推移を見守りながら、適切に対応していきます。
132	179	2 障害福祉サービスの必要量見込等	就労移行支援の支給決定がされにくいとの声があるため、必要な方が必要なサービスを利用できるように支給決定してほしい。	E	ご意見として伺います。 必要なサービスを適正に支給決定するよう今後とも取り組んでまいります。
133	179	2 障害福祉サービスの必要量見込等	区立の福祉作業所を増設してほしい。	E	ご意見として伺います。 身体障害者・知的障害者・精神障害者を対象とした就労継続支援B型事業所は、民間事業所を含め一定程度充足しており、区立の事業所を設置する予定はありません。
134	179	2 障害福祉サービスの必要量見込等	グループホーム及びビョーステイの整備目標を引き上げ、増設を図ってほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 障害者グループホームの需要については、障害種別を問わず多くのご要望があることは区でも認識しております。 現在、払方町国所有地及び中落合一丁目区有地の二つの公有地において障害者グループホームの整備を進めていますが、そのほか現早稲田南町児童館等複合施設の移転後跡地に整備する予定です。今後も民有地における整備状況や今後整備されるグループホームの入居希望の状況等も勘案したうえで、引き続き整備計画の検討を進めていきます。

意見番号	頁	施策別番号	意見要旨	対応	区の考え方
135	188	3 地域生活支援事業の必要量見込等	精神障害者向け事業所の地域活動支援センター事業と相談支援事業の補助金を引き上げてほしい。事業の要綱見直しについて、事業者との協議の場を設けてほしい。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 各事業所の経営状態の把握に努め、必要な補助額の見直しを令和6年度に行います。
136	190	3 地域生活支援事業の必要量見込等	居住サポートについては、居住支援協議会との連携を強め実効あるものとしてほしい。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 区は、障害のある方を含む住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう支援していくことを目的に、新宿区居住支援協議会を令和2年に設立しました。協議会の中では住宅確保要配慮者が必要とする支援のあり方などについて検討してきました。引き続き協議会の各構成団体と連携しながら、セーフティーネット登録住宅の確保など、障害のある方の居住支援を推進してまいります。
137	193	3 地域生活支援事業の必要量見込等	介助者用の車いす電動アシスト装置の補助を導入してほしい。	E	ご意見として伺います。 車いすは補装具費給付事業となりますので、適切に東京都に対し判定依頼を行ってまいります。
138	195	3 地域生活支援事業の必要量見込等	地域活動支援センターの登録利用者及び一般相談件数が増加傾向にあり、関係機関との連携を必要とする8050問題やひきこもり等の相談も寄せられている。今後地域活動支援センターが福祉サービスや支援につながる足がかりの場になることが見込まれるため、地域活動支援センターの人員確保をお願いしたい。	E	ご意見として伺います。 地域活動支援センターの活動をより一層充実し、当事者が望む役割を担う事業所となるよう、区として支援を行っていきます。
139	195	3 地域生活支援事業の必要量見込等	施設・病院から地域生活移行の支援のため、赤字経営となっている地域活動支援センターが安定経営できるよう十分な補助が必要である。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 各事業所の経営状態の把握に努め、必要な補助額の見直しを令和6年度に行います。
140	195	3 地域生活支援事業の必要量見込等	精神障害者の相談を受ける地域活動支援センターに必要な人員を配置できるように財政支援してほしい。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 各事業所の経営状態の把握に努め、必要な補助額の見直しを令和6年度に行います。
141	195	3 地域生活支援事業の必要量見込等	両上肢・両下肢の機能障害がそれぞれ1級の方またはこれに準ずる場合以外の難病患者も、移動支援サービスが利用できるように対象者を広げてほしい。	E	ご意見として伺います。 移動支援の対象拡大に関しましては今後も検討をしております。
142	195	3 地域生活支援事業の必要量見込等	保護者の帰宅時間までを過ごせる地域活動支援センターを整備してほしい。	E	ご意見として伺います。 日中活動後等の居場所の需要は区でも認識しております。地域活動支援センターはその一つの方法になり得るものですが、どのような方法が適切か他自治体の状況等も把握に努め、様々なニーズに対応する支援の場について研究していきます。
143	196	3 地域生活支援事業の必要量見込等	福祉ホームを増設してほしい。	E	ご意見として伺います。 区で福祉ホームを設置する予定はありません。障害者が地域で安心して生活できる住まいの場としては、グループホームの設置を促進していきます。
144	197	3 地域生活支援事業の必要量見込等	就労している親を支援するため、高校を卒業し福祉作業所等に通所している障害者向けのタイムケア事業を実施してほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 日中活動後等の居場所の需要は区でも認識しております。タイムケア事業はその一つの方法になり得るものですが、どのような方法が適切か他自治体の状況等も把握に努め、様々なニーズに対応する支援の場について研究していきます。
145	200	利用者負担と軽減措置	就労継続支援については就労移行支援と同じく利用者の負担を無料にしてほしい。	E	ご意見として伺います。 「第7期新宿区障害福祉計画」の期間（令和6年度～令和8年度）においては、引き続き就労移行支援の利用促進を図る目的で無料とし、就労継続支援については区独自の利用者負担軽減策(3%)を実施します。
146	-	その他	区有施設などではり灸マッサージの仕事ができるように支援してほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区内高齢者福祉施設では、マッサージの施術に携わる視覚障害者の就労の機会を提供することを目的として、主に視覚障害がある方で構成する新宿区鍼灸按摩マッサージ指圧師会と契約を締結して、「高齢者マッサージサービス」を実施しています。また、新宿区立障害者福祉センターでは、マッサージ室で、「視覚障害者通所訓練事業」を実施しています。

意見 番号	頁	施策別 番号	意見要旨	対応	区の考え方
147	-	その他	マイナカードにともなう健康保険・身障手帳等の扱いについて、一本化されるのか、現状との併用か。	F	ご質問に回答します。 マイナンバーカードと健康保険証については一本化されますが、身体障害者手帳については予定されていません。
148	-	その他	物価上昇にともなう実質的な所得低下の保証について。低所得家庭に対して区から第二段物価補助の財政があるのか。	F	ご質問に回答します。 国の施策を基に、所得税等の減税や低所得者に対する給付金について対応していきます。
149	-	その他	都営交通の無料乗車券の更新について手続きの時間外対応や各域出張所での手続き対応ができないか。	E	ご意見として伺います。 都営交通無料乗車券の更新について、直接ご本人が窓口に行くことが困難な場合には代理人の方により申請していただくようお願いしています。現時点で、火曜日の窓口延長、日曜の開庁及び特別出張所での申請受付は検討しておりません。
150	-	その他	障害者福祉の手引きに各障害者団体の一覧(代表者・連絡先)を掲載してほしい。	E	ご意見として伺います。 障害者団体は任意団体であり、区として公に登録等していないため、「障害者福祉の手引き」への掲載はしていません。

■障害者団体等説明会での意見・質問要旨と回答要旨一覧

【対応】 A 意見の趣旨を計画に反映する / B 意見の趣旨は、素案の方向性と同一 / C 意見の趣旨に沿って計画を推進する /
D 今後の取組の参考とする / E 意見として伺う / F 質問に回答する / G その他

意見番号	頁	施策別番号	意見・質問要旨	対応	回答要旨
1	-	計画全体	重層的支援体制整備事業に取り組む予定はあるか。	D今後の取組の参考とする	重層的支援体制整備事業については、現時点で区として行う予定はありません。区では基幹相談支援センターを中心として、関連する部署と連携し、専門的な相談、総合的な相談支援を実施していきます。
2	-	計画全体	説明会の開催にあたり、情報提供の面で視覚障害者のための合理的配慮をお願いしたい。	D今後の取組の参考とする	情報提供の面で視覚障害者への合理的配慮の提供を実施していきます。
3	-	計画全体	視覚障害者に向けた施策や計画内容が薄い。もう少し視覚障害者にもわかりやすくしてほしい。	D今後の取組の参考とする	視覚障害者に向けた施策や計画内容については、主に個別施策⑦ コミュニケーション支援・移動支援の充実、個別施策③⑧ 多様な手法による情報提供の充実、個別施策③⑨ ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進に、記載しています。視覚障害者にもわかりやすい計画となるよう努めていきます。
4	-	計画全体	パブリックコメントについて、聴覚障害者でFAXを持っていない人もいるため、ホームページから提出できるか。	F質問に回答する	区のホームページに区民意見システムがありパブリック・コメントへの意見を提出できます。
5	59	個別施策②日常生活を支える支援の充実	訪問入浴(巡回入浴)の提供体制の充実をお願いしたい。	D今後の取組の参考とする	利用者の意見・要望や他自治体の状況などを踏まえ、今後も提供体制の充実に向け、適正な利用回数についての調査・研究を継続していきます。
6	59	個別施策②日常生活を支える支援の充実	社会福祉協議会で実施している見守り支援の内容について知りたい。	F質問に回答する	地域で高齢者の方が安心して暮らして続けられるよう、75歳以上の一人暮らし又は75歳以上の高齢者のみの世帯の方を対象に、地域見守り協力が定期的に自宅を訪問し、生活の見守りを行っています。利用申請窓口は、新宿区社会福祉協議会となります。
7	59	個別施策②日常生活を支える支援の充実	見守りのDX化が必要である。	D今後の取組の参考とする	障害者福祉を含む福祉・介護の業界全体で、人材不足が継続しており、人材の確保や育成・定着は重要課題になっています。DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進により、障害者を支援する事務量を軽減し、その余力を直接的な支援に振り替えるなどの対応が考えられます。今後こうした事例等を参考にしていきます。
8	59	個別施策②日常生活を支える支援の充実	おむつ代の負担軽減をお願いしたい。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	昨今の物価高騰の影響を踏まえ、今後も助成対象者を取り巻く環境が厳しいものとなることが予想されたことから、令和6年1月より、助成限度額を10,000円に引き上げます。
9	65	個別施策④家族への支援	18歳以降の暮らしの支援体制を整えるとともに、安心して子どもを産み育てられる社会にしていける必要がある。	D今後の取組の参考とする	18歳以降のサービス利用がスムーズに行えますよう、今後とも進路対策連絡会での進路決定や、相談支援事業所との連携強化を行ってまいります。
10	66	個別施策④家族への支援	区立あゆみの家等の区立の障害者施設について、改修と建て替えはどのような基準で決まるのか。	F質問に回答する	区立障害者福祉センターとあゆみの家については、改修等を行いながら当面は現施設の利用を継続する予定です。新宿生活実習所については、施設前面の外苑東通り拡幅事業に伴い一部の施設内事業への影響が避けられなかったこと、また施設面の課題の解決や生活実習所の定員拡充の必要性等を踏まえ、現行施設の改修でなく建て替えの判断を行ったものです。

意見番号	頁	施策別番号	意見・質問要旨	対応	回答要旨
11	66	個別施策④ 家族への支援	区立あゆみの家の建て替えの予定や排水管関係のメンテナンス状況についてうかがいたい。	F質問に回答する	現時点であゆみの家の建替えの計画はありません。しかし毎年度、定期点検の際には外観で確認できる配管の状況について確認を行っているほか、施設職員から日常的な水のにごり等を聞き取らる中で、可能な限り配管の状況の把握に努めています。また、中長期修繕計画に基づく設備改修工事の際には付随する配水管について点検し必要であれば交換等、管理を行っています。
12	68	個別施策⑤ 経済的自立への支援	障害児を育てる家族の金銭的な負担軽減について、国手当の所得制限の撤廃ができないか。	E意見として伺う	この手当は国の法律で定められた手当であり、今後も国の動向を注視していきます。 なお、所得による支給制限を行うこととしているのは、制度の全てを公費で賄う福祉措置であるため、かなりの所得を有する者までその対象とすることは問題があること、年金制度等についても同様の趣旨から所得制限が行われていることを考慮したものです。
13	70	個別施策⑦ サービスを担う人材の確保・育成	サービスを担う人材の確保・育成について、どのようなことを考えているのか。	F質問に回答する	新しく人材を入れるだけでなく、現在就労している方に定着してもらうことも大切な視点であり、利用者としても人材の安定は重要だと思えます。働きやすい労働環境が整備できるよう指導や研修を実施していきます。
14	74	個別施策⑨ 地域生活支援拠点における中落合一丁目区有地を活用した障害者施設の機能について教えていただきたい。	地域生活支援拠点における中落合一丁目区有地を活用した障害者施設の機能について教えていただきたい。	F質問に回答する	中落合一丁目に整備される施設における相談支援事業では365日24時間の相談体制を確保し、区役所の営業時間外において、同施設の短期入所に限らず緊急時の短期入所受付や利用調整を行う予定です。
15	86	個別施策⑮ 放課後支援等の日中活動の充実	放課後等デイサービスの利用について、夏季休暇中等の利用時間の延長ができればよい。	D今後の取組の参考とする	サービス事業所ごとに開所時間を決めております。ご利用のサービス事業所にご相談ください。
16	86	個別施策⑮ 放課後支援等の日中活動の充実	障害のある子を育てながらも当たり前前に働き続けられる保護者の就労支援として、新宿養護学校内の放課後子どもひろばの提供をご検討いただきたい。	E意見として伺う	区の放課後子どもひろばは、学校の余裕教室等を活用して、スタッフの支援のもと、子どもたちが自由に集い自主的に活動する遊び場と体験プログラムの提供を行う事業です。 児童を預かることは、学童クラブで行っています。学校や教育委員会にご協力頂いて、区内学童クラブを実施している小学校もあります。 今後も、学童クラブの定員拡充を行っていきます。
17	90	個別施策⑯ 学校教育修了後の進路の確保	障害者福祉センターの改修工事について、新たな計画の期間内に行う工事はどのようなものか。	F質問に回答する	区立障害者福祉センターにおいて現在実施している改修工事は、多機能型事業所の生活介護の定員拡充及び利用者の環境整備を目的としており、個別施策⑯の「学校教育修了後の進路の確保」に沿った施策の実施という意味で、本項目に挙げたところです。 なお、現時点において区立障害者福祉センターの建替えは計画されていません。
18	90	個別施策⑯ 学校教育修了後の進路の確保	学校から直接就労した場合の支援は何があるか。	F質問に回答する	勤労者仕事支援センターにご相談ください。
19	91	個別施策⑲ 日中活動の充実	障害者福祉センターの生活介護における重度障害者への給食の提供体制の改善をお願いしたい。	F質問に回答する	障害者福祉センター内の事業所利用者が利用している給食については、給食業者との委託契約で実施しているものです。食材の加工等は契約内容に関わる事項ですが、必要に応じ受託事業者と調整していきます。
20	91	個別施策⑲ 日中活動の充実	障害者福祉センターの給食の内容の変更は可能か。	F質問に回答する	障害者福祉センター内の事業所利用者が利用している給食については、給食業者との委託契約で実施しているものです。食材の加工等は契約内容に関わる事項ですが、必要に応じ受託事業者と調整していきます。

意見番号	頁	施策別番号	意見・質問要旨	対応	回答要旨
21	93	個別施策⑳ 住まいの場の充実	弘方町国有地、中落合一丁目グループホーム整備の進捗状況と建設業者が決まらなかった場合の対応について教えてほしい。	F質問に回答する	現在、弘方町国有地及び中落合一丁目区有地の整備については、それぞれ工事事業者の選定を行っているところです。昨今の建築業界における資材高騰や人手不足により業者選定自体が難しい状況ですが、各整備事業者が適切な工事事業者を選定できるよう区でも必要な支援を行っていきます。
22	93	個別施策⑳ 住まいの場の充実	弘方町国有地、中落合一丁目グループホームの対象となる障害種別は。	F質問に回答する	弘方町国有地に整備予定のグループホーム利用者の主な障害種別は知的障害で、中落合一丁目区有地については、知的障害及び一部ユニットは肢体不自由を対象とするグループホームになります。想定する障害支援区分及び重複障害の受入れの可否等の詳細な条件については、当事者等のご意見を踏まえ各整備事業者と協議を行っています。
23	93	個別施策⑳ 住まいの場の充実	中落合の施設の今の状況はどうなっているか。	F質問に回答する	現在、工事事業者を選定している段階です。当初の工事着工予定からは遅れていますが、今後も整備事業者と定期的な連絡調整を行いながら着実に施設開設に向け支援を行っていきます。
24	93	個別施策⑳ 住まいの場の充実	中落合一丁目区有地を活用した障害者施設の整備について、地元住民との協議の結果はどうなったのか。	F質問に回答する	区では令和3年から5年にかけて、中落合一丁目区有地における整備施設の事業説明や整備事業者公募、また整備事業者決定後の建築計画等、数度にわたって説明や意見交換を行ってきました。この説明や意見交換を通じ、地域住民の方の多くに地域に開かれた障害者施設という本整備のコンセプトをご理解いただけたと考えています。
25	93	個別施策⑳ 住まいの場の充実	中落合一丁目区有地を活用した障害者施設の整備について、障害者の安全を確保したつくりとなるようお願いしたい。	F質問に回答する	地域交流棟は本体施設とは別棟の建物であり、地域に開かれた施設として近隣住民等、施設外の方も営業時間中に随意に利用できる施設になります。本体施設については、利用者のみ入館を想定しており、利用者が安全安心に過ごすことができるよう適切に施設管理を行っていきます。
26	93	個別施策⑳ 住まいの場の充実	中落合一丁目区有地を活用した障害者施設の整備について、収容人数はどのくらいか。	F質問に回答する	中落合一丁目グループホームの定員は17人(知的障害者12人、肢体不自由者5人)、生活介護事業の定員は20人です。
27	93	個別施策⑳ 住まいの場の充実	中落合一丁目区有地を活用した障害者施設の整備について、利用希望者はどのくらいいるのか。また、入居できるのは区民だけか。	F質問に回答する	入居者の応募前であり、将来的・潜在的な入居希望数は把握していません。なお、現時点で入居者については原則として新規区民になる予定です。
28	93	個別施策⑳ 住まいの場の充実	視覚障害者とグループホームにどのような関係があるのか。	F質問に回答する	現時点で予定されている公有地を活用したグループホームの整備について、利用対象者を視覚障害者としているものではありませんが、今後、社会福祉法人等によるグループホームの整備について新規グループホーム整備や開設の相談があった際には、視覚障害者のニーズを伝えていきます。
29	93	個別施策⑳ 住まいの場の充実	地域移行や一般就労への移行は視覚障害者に関係が薄い。今後整備される予定のグループホームは視覚障害者が希望するような施設になるのか。	E意見として伺う	弘方町国有地に整備予定のグループホーム利用者の主な障害種別は知的障害で、中落合一丁目区有地については、知的障害及び一部ユニットは肢体不自由を対象とするグループホームになります。なお、現時点で早稲田南町のグループホームについて、対象とする障害種別等は決まっていますが、ご意見として伺います。今後、社会福祉法人等によるグループホームの整備について新規グループホーム整備や開設の相談があった際には、視覚障害者のニーズを伝えていきます。
30	93	個別施策⑳ 住まいの場の充実	視覚障害者向けの入所施設の整備をお願いしたい。	E意見として伺う	現時点で早稲田南町のグループホームについて、対象とする障害種別等は決まっていますが、ご意見として伺います。
31	93	個別施策⑳ 住まいの場の充実	弘方町と中落合のグループホームには聴覚障害者も入ることができるのか。	F質問に回答する	弘方町国有地のグループホームについては利用者の主な障害種別を知的障害とし、中落合一丁目区有地のグループホームは主な障害種別を知的障害及び一部、肢体不自由者を対象とするグループホームになるため、主な障害種別が聴覚障害となる方については対象とはなりません。今後、社会福祉法人等によるグループホームの整備について新規グループホーム整備や開設の相談があった際には、聴覚障害者のニーズを伝えていきます。

意見番号	頁	施策別番号	意見・質問要旨	対応	回答要旨
32	93	個別施策⑳ 住まいの場の充実	中落合一丁目区有地を活用した障害者施設の相談支援が対象とする障害種別は決まっているのか。	F質問に回答する	中落合一丁目区有地の障害者施設における相談支援の障害種別は特に決めていません。本施設の相談支援事業は特定の障害種別を対象とするのではなく、地域生活支援拠点の面的な一部として整備します。
33	93	個別施策⑳ 住まいの場の充実	新宿生活実習所の新施設について、スペースは狭くなるのか。	F質問に回答する	新宿生活実習所の建替え後の新施設では、短期入所の定員が1人増、生活介護の定員が50人から65人に増となりますが、利用者一人あたりの面積は建て替え前の施設と同程度になる予定です。新施設移転後も利用者にとって過ごしやすい環境となるよう施設運用に努めていきます。
34	93	個別施策⑳ 住まいの場の充実	グループホームへの入居に関する相談について、相談支援専門員から紹介される施設の情報は区役所が把握している情報なのか。	F質問に回答する	相談支援専門員に対しては空き情報の提供などを行っております。支給決定には区への申請も必要となりますので、区も把握しています。
35	93	個別施策⑳ 住まいの場の充実	株式会社社恵について、区で運営状況を調べることはしているのか。	F質問に回答する	株式会社社恵に関しては、東京都等への情報提供を適切に行っております。
36	93	個別施策⑳ 住まいの場の充実	グループホームの申込み方法について教えてほしい。	F質問に回答する	相談支援専門員がプランに位置付ける必要がありますので、相談支援専門員に障害福祉サービスの利用希望についてはお伝えください。なお、支援係地区担当職員にお伝えいただいても結構です。
37	93	個別施策⑳ 住まいの場の充実	特定のグループホームに入居したい場合の申し込み方法を教えてほしい。	F質問に回答する	その障害福祉サービス事業所に直接お問い合わせください。
38	96	個別施策㉑ 入所支援施設等の支援	入所施設等への入所希望がある場合、事前にどこに相談しておくスムーズに入所できるか。	F質問に回答する	シャロームみなみ風の空き募集に関しては、区として把握している東京都入所調整施設待機者名簿に記載されている障害者及び、区内生活介護利用者の計画相談を担当している相談支援事業所に適切に情報提供を行っております。 民間障害福祉サービス事業所の利用者の募集に関しましては、事業所が行うため、区として公募は行っておりません。空き床の募集情報は基幹相談支援センターをはじめ、区内相談支援事業所に来ますので、契約している相談支援専門員に入所希望をお伝えください。 また区内施設の新規開設の際は、広報等で募集情報をお知らせいたします。
39	96	個別施策㉑ 入所支援施設等の支援	入所施設の空き状況を、区は把握しているか。	F質問に回答する	区に募集情報が入れば空き床の把握はしています。また、関係する相談支援事業所にも共有しています。東京都の入所調整施設待機者名簿への記載を希望する方は、1年以内に入所を希望する方に限ります。
40	96	個別施策㉑ 入所支援施設等の支援	区内入所施設へは区民の入所を優先させていただきたい。	E意見として伺う	シャロームみなみ風は民設民営の障害者支援施設ですので、入所者の選定は当該施設が実施します。補助金の交付要件として新宿区民が9割以上と条件を課しておりますので、区民優先でご検討いただいております。
41	100	個別施策㉒ 就労支援の充実	ICTを活用した障害者の就労について期待したい。	D今後の取組の参考とする	ICTの技術が進む中、通勤が困難な障害者にとっても、パソコンやインターネット等を活用して在宅で勤務するという機会が増えてきています。特に分身ロボットを活用し、全身性障害者へ就労の機会を提供するなど、障害者の能力に応じた就労形態について、今後も注視していきます。
42	100	個別施策㉒ 就労支援の充実	1つの就労移行支援事業所でうまくいかなかった場合、同じ事業所には通えないのか。	F質問に回答する	就労移行支援事業所には利用回数に制限はありませんので、直接利用希望の施設にお問い合わせください。

意見番号	頁	施策別番号	意見・質問要旨	対応	回答要旨
43	100	個別施策⑭ 就労支援の充実	新宿内に就労移行支援事業所は何か所あるのか。	F質問に回答する	令和5年7月における区内事業所は22事業所ありますが、対象としている障害の種別がそれぞれ異なります。また新宿区外の事業所も利用することができます。
44	100	個別施策⑭ 就労支援の充実	勤労者・仕事支援センターのマンパワーを拡充する予定はあるのか。	F質問に回答する	現時点では勤労者・仕事支援センターの人員を拡充する予定はございませんが、社会環境等の変化に対応していくため、効果的・効率的に事業を実施できるよう各事業のあり方や実施方法について検証および見直しを行ってまいります。
45	104	個別施策⑮ 就労の継続及び復職等の支援の強化	就労移行支援事業所の定着支援が終わった後は新宿区の就労支援に戻ってもよいのか。	F質問に回答する	就労移行や就労定着支援等の総合支援法によるサービス終了後に、さらに支援を必要とされる場合には、勤労者仕事支援センターにご相談ください。
46	106	個別施策⑰ コミュニケーション支援・移動支援の充実	ホームページを確認することが難しい。	B意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	令和4年に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」に基づく国の動きを注視しながら、視覚障害者、聴覚障害者交流コーナーで講座を開催するなどデジタル社会の利便を享受できるよう状況に応じた支援を実施していきます。
47	106	個別施策⑰ コミュニケーション支援・移動支援の充実	オンライン講座の活用をお願いしたい。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	令和4年に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」に基づく国の動きを注視しながら、視覚障害者、聴覚障害者交流コーナーで講座を開催するなどデジタル社会の利便を享受できるよう支援していきます。
48	106	個別施策⑰ コミュニケーション支援・移動支援の充実	パソコン・スマートフォン等の講習会の充実をお願いしたい。	B意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	令和4年に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」に基づく国の動きを注視しながら、視覚障害者、聴覚障害者交流コーナーで講座を開催するなどデジタル社会の利便を享受できるよう状況に応じた支援を実施していきます。
49	106	個別施策⑰ コミュニケーション支援・移動支援の充実	遠隔手話通訳のタブレットの使用法の周知をお願いしたい。	D今後の取組の参考とする	区役所内で遠隔手話通訳のタブレットが円滑に利用できるよう、利用ガイドの周知を定期的に行ってまいります。
50	106	個別施策⑰ コミュニケーション支援・移動支援の充実	手話を言語として使える仕組みづくりをお願いしたい。	D今後の取組の参考とする	いただいたご意見も参考にしながら、ろう聴覚障害の方が安心して生活ができるよう区立施設の運営に努めていきます。
51	106	個別施策⑰ コミュニケーション支援・移動支援の充実	フリーWi-Fiの環境整備をお願いしたい。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	区立障害者福祉センターに設置予定のフリーWi-Fiについては、団体の所属の有無に関わらず使えるものを予定しています。

意見番号	頁	施策別番号	意見・質問要旨	対応	回答要旨
52	106	個別施策⑳ コミュニケーション支援・移動支援の充実	社会福祉協議会の交流コーナーへのWi-Fi整備をお願いしたい。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	視覚障害者交流コーナー・聴覚障害者交流コーナーで実施する講座の開催時はポケットWi-Fiで対応しており、フリーWi-Fiは使用できませんが、今後の環境整備について検討していきます。
53	109	個別施策㉑ 文化芸術・スポーツ等への参加の促進	視線入力によるゲームなど、障害特性に合わせた娯楽の提供があれば良い。	E意見として伺う	簡易的な用具であれば日常生活用具等給付事業の情報通信支援機器(パソコン周辺機器)での給付対象となります。判定を要する補装具費給付事業の重度意思伝達装置でも検討が可能です。
54	117	個別施策㉒ 消費者被害の防止	消費者被害の防止に向けて、消費生活地域協議会の活用等、もう少し障害者を守ろうという姿勢を見せてほしい。	D今後の取組の参考とする	区では、関係所属のほか、外部の相談機関や事業者とともに、悪質商法の被害に遭いやすい障害者や高齢者の被害の早期発見と通報のためのネットワークを構築しています。今後は、障害者の方を悪質商法被害から守るため、障害者の支援団体やサービス事業者にネットワークへの参加を促してまいります。
55	119	個別施策㉓ 障害理解への啓発活動の促進	計画に記載されている「協議会」の表記について、わかりにくいので正式名称で表記してはどうか。	E意見として伺う	119ページ、127ページの「協議会」は、区主催の協議会を一般的に指しています。 163ページの「協議会」の表記は、国の基本指針の考え方をそのまま記載しています。
56	127	個別施策㉔ 多様な手法による情報提供の充実	各種手続きにおける合理的配慮や情報アクセシビリティの向上、スマートフォン・タブレット等の利用支援をお願いしたい。	B意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	令和4年に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」に基づく国の動きを注視しながら、視覚障害者、聴覚障害者交流コーナーで講座を開催するなどデジタル社会の利便を享受できるよう状況に応じた支援を実施していきます。
57	127	個別施策㉕ 多様な手法による情報提供の充実	中途失聴の聴覚障害者への合理的配慮をお願いしたい。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	聴覚障害者のための意思疎通支援事業では、手話通訳者及び要約筆者の派遣を行っています。また、区役所においては手話通訳者を週2回配置するほか、窓口用タブレット端末や来庁者のスマートフォンのスマートフォン等を利用した遠隔手話通訳等サービスを提供することで、区役所での手続きの利便性向上に努めています。
58	130	個別施策㉖ ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進	高田馬場駅の点字ブロックがはがれている箇所について、区から鉄道会社へ伝えてほしい。	E意見として伺う	鉄道会社に、高田馬場駅の点字ブロックの補修をお願いしました。
59	130	個別施策㉗ ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進	多目的トイレの開閉ボタンの位置をわかりやすくしてほしい。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づき、条例の対象となる建築物については、車椅子利用者用便房の開閉ボタンは車椅子使用者が近接しやすい位置に設けるよう指導しています。また、車椅子利用者用便房内の非常ボタンについては、他のボタンと識別できる仕様にするようお願いしています。

意見番号	頁	施策別番号	意見・質問要旨	対応	回答要旨
60	130	個別施策⑳ ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進	音響信号の設置箇所や稼働時間の拡大をお願いしたい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は交通管理者に伝えるとともに音響式信号機の整備推進や、スマートフォンのアプリに連動して作動する音響式信号機の導入など、関係機関と連携していきます。
61	130	個別施策⑳ ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進	音響信号は少しずつでもよいので交差点の両側に設置してほしい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は交通管理者に伝えるとともに音響式信号機の整備推進など、関係機関と連携していきます。
62	130	個別施策⑳ ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進	音響信号の増設をお願いしたい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は交通管理者に伝えるとともに音響式信号機の整備推進など、関係機関と連携していきます。
63	134	個別施策④ 防災・防犯対策の推進	障害別の災害時支援体制が考えられているかどうか。ボランティア等が待機しているという支援はあるのか。	F質問に回答する	区では、各種障害者支援団体やボランティア団体と連携し、情報提供など要配慮者への支援を行ってまいります。また、区は社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンター等を設置し、ボランティアの受け入れを行います。
64	134	個別施策④ 防災・防犯対策の推進	在宅避難の考え方や取り組みの状況について教えてほしい。	F質問に回答する	区では、避難所での三密(密閉・密集・密接)を避けるため、また、避難所での環境変化による避難者の体調悪化を防ぐため、在宅避難や縁故避難などの分散避難を推進しています。また、在宅避難者に対しても避難所生活者と同量の食料を備蓄するとともに、在宅避難継続のためのマンション居住者への支援も行います。
65	134	個別施策④ 防災・防犯対策の推進	災害時における安否確認の想定についてうかがいたい。	F質問に回答する	区では、区と福祉関連事業者の災害時における協力体制に関する協定を整備し、災害が発生した際に事業者に対して、施設を利用する利用者を中心に、安否の確認、状況に応じた支援の提供、区等への救助の要請等を行うことを求め、区はそれに要した費用を負担するなど事業者の活動を総合的に支援していくこととしています。
66	134	個別施策④ 防災・防犯対策の推進	災害時における医療機関と連携した常備薬の確保をお願いしたい。	E意見として伺う	「災害医療コーディネーター」や「災害薬事コーディネーター」を指定し、災害医療救護支援センター、災害薬事センターにおいて、医療救護所や避難所での医療ニーズを把握し、医薬品の調達・配分などの調整を行います。
67	134	個別施策④ 防災・防犯対策の推進	災害時における視覚障害者の避難誘導等について、民生委員の活用を図ってほしい。	E意見として伺う	災害時は、まずは民生委員自身と家族の安全確保を最優先としています。その後、無理はせず出来る範囲で、災害時要援護者名簿等に登録された方の安否確認等を行います。そのため、避難誘導等を行うことは難しいと考えています。
68	134	個別施策④ 防災・防犯対策の推進	災害時における民生委員の対応についてどのようにお考えか。	F質問に回答する	災害時は、まずは民生委員自身と家族の安全確保を最優先としています。その後、無理はせず出来る範囲で、災害時要援護者名簿等に登録された方の安否確認等を行います。

意見番号	頁	施策別番号	意見・質問要旨	対応	回答要旨
69	134	個別施策④ 防災・防犯対策の推進	災害時に安心して尊厳のある避難生活を送るための支援をお願いしたい。	D今後の取組の参考とする	大規模災害時の在宅避難者への支援については、学校避難所が被災者の生活の場となるとともに、地域の応急活動拠点となります。学校避難所では、防災区民組織、民生委員・児童委員、ボランティアなどの協力を得ながら、在宅避難者への物資の供給や情報の伝達を実施してまいります。
70	134	個別施策④ 防災・防犯対策の推進	インクルーシブ教育や災害時の避難所機能の拡充も見据えた公立小・中学校のバリアフリー化や改修工事の予定等も入れていただけるとありがたい。	D今後の取組の参考とする	障害のある子どもなどを各区立学校で受け入れるために校舎のバリアフリー化を進めていくことについては、教育委員会でも重要な課題であると認識していますが、例えばエレベーターの設置についても、構造上困難な状況などもありますので、各校舎の大規模改修等の機会を捉え、バリアフリー化を検討します。
71	134	個別施策④ 防災・防犯対策の推進	聴覚障害者にも対応した防災無線の整備をお願いしたい。	A意見の趣旨を計画に反映する	区では、高齢者や障害者などの災害時要援護者名簿登録者に対して、災害情報を確実に伝達するための新たなツールとして、令和4年度に280MHz帯の防災ラジオの無償貸与を行い、令和5年度から運用を開始するとともに、聴覚障害者も利用できるように文字表示機能がある機器も配備しています。 素案p.134「防災ラジオの無償貸与を行っています。」について、「防災ラジオの無償貸与を行っており、聴覚障害者も利用できるように文字表示機能がある機器も配備しています。」と変更します。 防災ラジオの無償貸与については、まだ認知度も低いと思われるため、引き続き災害時要援護者名簿の登録者に対し周知してまいります。
72	146	成果目標	障害児福祉計画・障害福祉計画の成果目標の設定方法について、全国一律の内容で目標を立てるものなのか。	F質問に回答する	新宿区の障害児福祉計画・障害福祉計画の成果目標は国の基本指針を基に区の状況を踏まえた目標としています。
73	156	成果目標1	放課後等デイサービスの充実のため、空家や空きスペースを活用する取り組みはあるか。	D今後の取組の参考とする	区内の空き物件情報があれば必要に応じて情報を開設を希望する事業者へ提供しています。
74	156	成果目標1	子ども総合センターの児童発達支援センターへの機能拡充について詳細を教えてください。	F質問に回答する	子ども総合センターの発達支援コーナー(愛称あいあい)を児童発達支援事業所から児童発達支援センターに機能を拡充するという目標です。具体的には、相談体制の整備や民間事業所への助言及び支援、ペアレントメンター事業等の保護者支援の充実を図っていきます。
75	156	成果目標1	児童発達支援センターで行う事業の内容について、詳細を教えてください。	F質問に回答する	子ども総合センターの発達支援コーナー(愛称あいあい)を児童発達支援事業所から児童発達支援センターに機能を拡充するという目標です。具体的には、相談体制の整備や民間事業所への助言及び支援、ペアレントメンター事業等の保護者支援の充実を図っていきます。PT、OT、STの個別指導については、児童発達支援として、これまでどおり、就学前のお子様を対象として、実施します。
76	156	成果目標1	児童発達支援センターとまいぺーすの連携について、詳細を教えてください。	F質問に回答する	子ども総合センターの発達支援コーナー(愛称あいあい)を児童発達支援事業所から児童発達支援センターに機能を拡充するという目標です。通所については、現在も子ども総合センター発達支援コーナー(愛称あいあい)で行っています。3階まいぺーすについては、現在と同様に就学されるお子様の保護者の方が、直接、ご利用の申請していただくことに変更はありません。
77	156	成果目標1	児童発達支援センターの設置状況について教えてください。	F質問に回答する	23区中半数以上の区に児童発達支援センターが設置されています。
78	157	成果目標1	重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保に関する目標について、現在区内にある事業所とはどこか。また、目標が達成できなかった場合どうなるのか。	F質問に回答する	重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保に関する目標について、現在区内にある事業所は、ノーサイド新宿@Leaf音楽療法センター、ノーサイド新宿ミュージックケア、児童発達支援 放課後等デイサービス はびねす、新宿区立子ども総合センターの4所です。目標を4か所以上としています。今後も重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所利用の需要に応じ事業所の開設が促進されるよう支援していきます。
79	161	成果目標5	成果目標5の福祉施設から一般就労への移行について、一般就労とはどのような意味か。	F質問に回答する	令和5年度までに区内の就労支援事業所等(就労移行支援、就労継続支援A型・B型(障害福祉サービスで定める、一般就労が困難な障害者への福祉的就労))における民間企業などの一般就労者数を年間26名以上としています。
80	161	成果目標5	福祉施設から一般就労への移行等について、就労移行支援の制度が自治体によって違うのではないか。	F質問に回答する	障害者総合支援法では就労移行支援の標準利用期間を2年間と定めております。なお、必要がある場合には3年目の特例延長にも適切に対応しております。

意見番号	頁	施策別番号	意見・質問要旨	対応	回答要旨
81	161	成果目標5	障害福祉計画の「成果目標5 福祉施設から一般就労への移行等」の数値の算出根拠を教えてください。	F質問に回答する	目標5の数値目標については、国の基本指針を踏まえた目標設定としています。移行者数に関する目標数値については、区の現状を踏まえた数値で設定しています。
82	161	成果目標5	「目標5 福祉施設から一般就労への移行等」の数値は3障害をあわせた数値か。	F質問に回答する	「目標5 福祉施設から一般就労への移行等」の数値は、身体障害者、知的障害者、精神障害者を合わせた数値です。
83	163	成果目標6	相談支援体制の充実・強化等について、グループホームや作業所の職員の専門性向上と本人や家族に寄り添った相談支援をお願いしたい。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	グループホームや作業所の職員が専門性を高める場として、地域生活支援拠点の事業内で、「専門性向上のための研修」をシャロームみなみ風に委託実施しています。 また障害福祉サービスの利用は契約に基づいて決定されますので、急に施設に移されてしまうことは原則としてありません。ただし、障害者虐待防止法による緊急措置として、障害者本人の生命を守るためにやむを得ない措置をすることはございます。
84	163	成果目標6	相談支援体制の充実・強化等について、本人・家族が納得できるよう丁寧な説明をお願いしたい。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	相談支援事業者の役割は今後も重要視しています。相談支援事業所連絡会や各種研修事業を通じて、スキルアップを図ってまいります。
85	164	成果目標7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築について、事務負担の軽減とはどういうことか。	F質問に回答する	障害福祉サービス等に対する介護給付費の請求に関する事務については、事務専従の職員で対応する事業所がある一方、多くの事業所で管理者や直接処遇職員によって対応している状況があります。この点、障害者自立支援審査支払システムにおける審査結果等を分析し、介護給付費請求の返戻事例を集団指導等の機会を通じ指導や周知を行うことで、給付費請求時の誤りを未然に防ぎ、返戻後の過誤申請手続き等、請求事務処理に係る負担を可能な限り軽減するという趣旨です。
86	173	障害福祉サービスの必要量見込等	居宅介護のサービス見込量の算出方法を教えてください。	F質問に回答する	居宅介護の見込量については、過去の実績に基づいて算出しており、伸び率を勘案して設定しています。
87	180	2 障害福祉サービスの必要量見込等	短期入所の対象となる障害種別の表について、間違いがあるのではないかと。	F質問に回答する	短期入所の対象となる障害については各事業所が東京都に届け出ている内容を基に記載しています。
88	180	2 障害福祉サービスの必要量見込等	グループホームの対象となる障害種別の表について、間違いがあるのではないかと。	F質問に回答する	グループホームの対象となる障害については各事業所が東京都に届け出ている内容を基に記載しています。
89	189	3 地域生活支援事業の必要量見込等	今後の自立支援協議会の位置づけや体制について見直していただきたい。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	地域における障害者等への支援体制に関する課題について自立支援協議会で有意義な協議が行っていただけるよう、関係機関の有する情報を共有し、相互間の連携を一層充実できるための体制の整備について研究していきます。
90	196	3 地域生活支援事業の必要量見込等	身体障害者福祉ホームについて、実施か所が3か所のうち、あじさいホーム・ひまわりホームの他にあと1か所はどこか。	F質問に回答する	区内に身体障害者福祉ホームは、あじさいホーム・ひまわりホームの2か所のみですが、区民が利用する身体障害者福祉ホームが区外に1か所あります。
91	-	その他	物価上昇に対応してプレミアム付き商品券の発行をお願いしたい。	E意見として伺う	令和5年度は、物価高騰下における地域経済活性化と区民生活の応援のため、プレミアム付商品券事業を実施しています。今後も、経済状況に応じた施策を講じていきます。